３２　港湾、漁港、避泊港一覧表

（1）港湾一覧表

港　名	港　格	管理者
北九州港	国際拠点港湾	北九州市
博多港	国際拠点港湾	福岡市
苅田港	重要港湾	福岡県
三池港	重要港湾	〃
宇島港	地方港湾	〃
大牟田港	〃	〃
若津港	〃	〃
芦屋港	〃	〃
大島港	地方港湾（避難港）	〃

国際拠点港湾	２港	
重要港湾	２港	
地方港湾	５港	(内　避難港　１港)
計	９港	

北九州港整備計画

1　公共埠頭計画

新門司南地区	新門司北地区	新門司沖地区	西海岸地区	日明地区
(-7.5)岸壁1バース 180m	(-10.0)岸壁1バース 230m	(-4.5)岸壁2バース 160m	(-11)岸壁1バース 210m (耐震強化岸壁)	(-5.5)岸壁1バース 100m
戸畑地区	**黒崎地区**	**二島地区**	**響灘東地区**	**響灘西地区**
(-7.5)岸壁3バース 390m (-4.5)岸壁1バース 80m	(-7.5)岸壁2バース 260m (耐震強化岸壁)	(-8.5)岸壁1バース 150m	(-13)岸壁1バース 260m (-10)岸壁1バース 170m	(-15)岸壁1バース 350m (耐震強化岸壁) (-11)岸壁1バース 250m

2　水域施設計画

新門司南地区泊地　水深-7.5m 0.5ha
新門司北地区泊地　水深-10m　0.5ha
戸畑地区泊地　　水深-7.5m　3.5ha、水深-9.0m　2.1ha
黒崎地区泊地　　水深-7.5m　0.5ha
二島地区泊地　　水深-8.5m　4.8ha
響灘東地区泊地　水深-10m　2.5ha、水深-13m　19.4ha、水深-17m　39.0ha

北九州港現有施設概要（公共）

■けい留施設

岸　壁	-4.5	40バース	-8.0	7バース
	-5.0	10バース	-9.0	11バース
	-5.5	28バース	-10.0	28バース
	-6.0	10バース	-11.0	10バース
	-7.1	1バース	-12.0	3バース
			-15.0	2バース
	-7.5	14バース	計	164バース

（内２バース耐震強化岸壁）

■荷さばき保管施設

上　屋	39棟	144,704㎡
貯木場	3個所	451,574㎡
野積場	76個所	266,925㎡

■船舶補給施設

給水設備　給水栓　286栓

■港務通信施設

国際海上超短波無線電話（V．H．F）
きたきゅうしゅうポートラジオ
16チャンネル（呼出用）
7.12.14.20.64チャンネル（一般通信用）

博多港整備計画

１．公共ふ頭計画

アイランドシティ地区	60,000トン級(-15)	２バース（耐震強化岸壁）うち１バース供用中
箱崎ふ頭地区	20,000トン級(-10)	１バース（耐震強化岸壁）

２．フェリー及び旅客船ふ頭計画

中央ふ頭地区	70,000トン級(-9)	１バース（耐震強化岸壁）

博多港現有施設概要

■けい留施設

岸　壁	-15.0	１バース
	-14.0	１バース
	-13.0	２バース
	-12.0	５バース
	-11.0	２バース
	-10.5	１バース
	-9.0	１バース
	-7.5	32バース
	-6.5	１バース
	-5.5	23バース
	-5.5未満	３バース
	計	76バース

■ヨットハーバー

陸域面積	38,000㎡
水域面積	82,000㎡
浮さん橋	188隻
艇 置 場	350隻

■荷さばき保管施設

上屋	30ヶ所	75,632㎡
野積場	65ヶ所	1,366,172㎡
荷役機械(ガントリークレーン)	９基	
荷役機械(アンローダー)	５基	

苅田港整備計画

本　港　地　区	新　松　山　地　区
航　路（-13.0）　巾350	岸壁（-13.0）　１バース　泊地（-13.0）26.1ha
泊　地（-13.0）　55.1ha	岸壁（-12.0）　１バース　泊地（-12.0）10.2ha
緑　地　4.3ha	岸壁（-7.5）　１バース　泊地（-7.5）　6.2ha
	岸壁（-5.5）　５バース　泊地（-5.5）　9.0ha
	ふ頭用地　55.2ha
	緑地　20.1ha

苅田港現有施設概要

■けい留施設

岸　壁	-13.0	１バース
	-10.0	７バース
	-7.5	７バース
	-6.5	１バース
	-5.5	１０バース
	-4.5	１３バース
	計	３９バース
物揚場	-4.0	150m
	-3.0	781m
	-2.0	614m
	計	1,545m

■荷さばき保管施設

上　屋　２棟	5,788m²
貯木場（水面）	416,624m²
野積場	692,557m²
荷さばき地	48,903㎡

■緑地　87,952m²

■港務通信施設

国際海上超短波無線電話（V．H．F）
かんだポートラジオ
16チャンネル（呼出用）
12．14．20．22.チャンネル（一般通信用）
12．14．20．22.チャンネル（一般通信用）

三池港港湾整備計画

水域施設		内港北地区	
航路（-10.0）	巾72	岸壁（-7.5）	1バース
		ふ頭用地	2.5ha
		緑地	1.1ha

三池港現有施設概要

■けい留施設

岸　壁　-10.7　　2バース（公共）

-8.5　　3バース（公共）

物揚場　±0.0　　88 m　（公共）

■荷さばき保管施設

野積場　17,780m²　（公共）

荷さばき地　72,854㎡　（公共）

■緑地　3,648m²

（2） 漁港一覧表

(筑前海区)

漁港名	種別	管理者
大島	2	福岡県
津屋崎	2	〃
沖の島	4	〃
小呂島	4	〃
奈多	1	福岡市
弘	1	〃
浜崎今津	1	〃
唐泊	2	〃
西浦	2	〃
玄界	2	〃
志賀島	2	〃
博多	特 3	〃
平松	1	北九州市
脇之浦	1	〃
脇田	1	〃
岩屋	1	〃
馬島	1	〃
藍島	2	〃
柏原	1	芦屋町
波津	2	岡垣町
地島	1	宗像市
神湊	2	〃
鐘崎	2	〃
勝浦	1	福津市
福間	1	〃
新宮	1	新宮町
相島	2	〃
芥屋	1	糸島市
姫島	1	〃
野北	2	〃
岐志	2	〃
船越	2	〃
加布里	2	〃
深江	1	〃
大入	1	〃
鹿家	1	〃
福吉	1	〃

(有明海区)

漁港名	種別	管理者
沖端	2	福岡県
三又	1	大川市
若津	1	〃
大野島	1	〃
新田	1	〃
上新田	1	〃
久間田	1	柳川市
両開	1	〃
東宮永	1	〃
有明	1	〃
皿垣開	1	〃
中島	2	〃
江浦	1	みやま市
黒崎	1	大牟田市

(豊前海区)

漁港名	種別	管理者
宇島	2	福岡県
曽根	1	北九州市
柄杓田	2	〃
蓑島	1	行橋市
沓尾	1	〃
長井	1	〃
稲童	1	〃
八屋	1	豊前市
松江	1	〃
吉富	2	吉富町
西角田	1	築上町
椎田	1	〃
西八田	1	〃
八津田	1	〃

※ ・第１種漁港…その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。
・第２種漁港…その利用範囲が第１種漁港よりも広く第３種漁港に属しないもの。
・特定第３種漁港…その利用範囲が全国的なもので、水産業の振興上特に重要な漁港で、政令で定めるもの。
・第４種漁港…離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

（3）避泊港の所在地及び収容能力一覧表

港名	荒天時避泊の適否（立地条件）	避泊可能船舶の限度（隻）				もよりの避泊港およびそれまでの距離
		汽　船		小型船舶	漁　船	
		500ﾄﾝ以下	500ﾄﾝ以下	200ﾄﾝ以下		
関門港・若松区を除く	(1)　門司区、下関区は背面山地により南北の風はさえぎれ、屈曲した水路により外洋からの波浪の直接の浸入がないので、超大型台風以下は避難港として利用可能、西よりの風は門司側、東よりの風のときは下関側の風浪が高いので小型船舶は風向により適宜移動避泊する必要がある。 (2)　小倉、田の浦、西山区は風向により外洋からの浸入波がある。西よりの風は田の浦、東よりの風では小倉西山区は 避泊可能。 (3)　部埼および六連泊地は大型船の避泊地であるが、台風が接近する場合は最適ではなく他港に避難を要する。 (4)　下関漁港内は漁船、小型船舶の避難地である。	約　30	約　40	約 350	約 300	笠戸湾 約60マイル 仙崎湾 約70マイル 伊万里湾 約100マイル
関若門松港区	外洋から直接波浪の浸水することがなく避難港として好適である。	約　40	約　30	約 300		油谷湾　42マイル 博多約　50マイル
福博岡多湾港	北寄りの風のときは外洋からの波浪、うねりの影響を受ける残島以西 の海面は大型船の錨泊に適している。 北寄りの風のときは志賀島南側、西寄りの風のときは宮の浦の前面がよい。 港内船だまりは５００トン以下の小型船の避泊に適している。	約 100	約　40	約 200	約 500	六連島　53マイル 呼　子　29マイル
大島港	北や西の風には完全に防がれており、東や南の風は防波堤にまもられているので２００トン以下の小型船の避難港として適している。	約　6		約　20	約　70	六連島　28マイル
相島港	内港は狭く、利用船は限られているが泊地は北の風を防ぎ、５００トン以下の船に適する。	約　5		約　20	約　15	
三池港	島原海湾随一の避難港で、内港は大型船、船渠内は中型船以下の避泊に適す。	約　5	約　4	約　20	約　50	大牟田 約 2マイル 長洲 約　6マイル 島原 約 14マイル
大牟田港	大牟田川の河口港で干潮時には小型漁船以外は入港不能、船だまりは機帆船、内港は小型漁船避泊可能である。			約　7	約　90	三池　約2マイル
若津港	筑後川河口の上流約４マイルの河川港で、水流の変化が大きく、水路不案内船は適しないが随所に入江があり、機帆船、漁船等の避泊可能			約　5	約　50	三池　17マイル 大牟田　14マイル
長州港	自動車航走船の発着港で、機帆船、小型船の避泊可能	約　2		約　3	約　40	三池　6マイル 島原　9マイル

３３ 福 岡 県 保 有 船

所　　属	船　　名	トン数	碇泊港	船　　質	備　　考
漁業管理課	しんぷう	114	博多漁港	全軽合金	漁業取締船
水産海洋技術ｾﾝﾀｰ	げんかい	67	〃	〃	漁業調査取締船
〃	つくし	19	〃	〃	漁業調査取締船
有明海研究所	ありあけ	7.9	沖端漁港	ＦＲＰ	漁業取締船
〃	ずいよう	4.2	〃	ＦＲＰ	漁業調査船
〃	ちくご	1.7	〃	ＦＲＰ	漁業調査船
豊前海研究所	ぶぜん	31	宇島港	全軽合金	漁業調査取締船

３４　海上自衛隊艦艇保有数及び輸送力の基準

種　　別	数　量	輸送力の基準
掃海艇 (すがしま型)	２　隻	搭乗可能人員１００名、搭載可能物資１５トン

(海上自衛隊下関基地)

注（1）搭乗可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合
（2）海上平穏の場合における１日以内の輸送力の基準を示すものであって、日数、気象状況、物資の形状等によって変動する。

３５　海上保安庁保有巡視船艇等・航空機・資機材一覧表

（1）　巡視船艇等

部署名	所在地（電話）	所属船艇		用途
		船名	トン数	
第七管区 海上保安本部	北九州市門司区西海岸１丁目３番１０号 （０９３－３２１－２９３１）	はやしお	27	測量船
門司海上保安部	北九州市門司区西海岸１丁目３番１０号 （０９３－３２１－３２１５）	くにさき	1,500	巡視船
		きくち	335	〃
		ともなみ	110	消防機能強化型
		はやなみ	110	巡視艇
		さとざくら	26	〃
		もじかぜ	23	〃
		はたかぜ	23	〃
		きよかぜ	26	〃
		はやぎく	26	〃
		しまひかり	21	灯台見回り船
門司海上保安部 苅田海上保安部署	京都郡苅田町港町 （０９３－４３６－３３５６）	みやぎく	23	巡視艇
若松海上保安部	北九州市若松区本町１丁目 （０９３－７６１－２４９７）	もくれん	26	巡視艇
		わかかぜ	26	〃
		さたかぜ	23	〃
		やまざくら	26	〃
福岡海上保安部	福岡市博多区沖浜町８－１ （０９２－２８１－５８６５）	やしま	5,300	巡視船
		あそ	770	〃
		むろみ	335	〃
		むらくも	110	巡視艇
		ふよう	26	〃
		とびうめ	26	〃
		こちかぜ	26	〃
三池海上保安部	大牟田市新港町１ （０９４４－５３－０５２１）	すいれん	26	巡視艇
		いけかぜ	26	〃

（2）　航　空　機

基地	所在地	番号	型式
第七管区海上保安本部 北九州航空基地	京都郡苅田町空港南町９番 （０９３－４７４－７００６）	ＭＡＪ５７５	中型ジェット飛行機ファルコン2000型
		ＭＡ８６８	中型飛行機ビーチクラフト式B350型
		ＭＡ８７０	中型飛行機ビーチクラフト式B350型
		ＭＨ９６６	中型回転翼航空機アグスタ139
		ＭＨ９６９	中型回転翼航空機アグスタ139
福岡海上保安部 （やしま）	福岡市博多区沖浜町８－１ （０９２－２８１－５８６５）	ＭＨ７９５	中型回転翼航空機ベル４１２型
		ＭＨ９０８	中型回転翼航空機ベル４１２型

（3）海上災害対策資機材

海上保安部署	巡視船艇	救命設備				消防設備					油防除資材		
		作業艇(隻)	高速機動艇(隻)	ゴムボート(隻)	ﾛｹｯﾄ式索発射器(式)	消防ポンプ(台)	可搬式消防ポンプ(台)	泡消火原液(ﾘｯﾄﾙ)	空気呼吸器(式)	防火衣(着)	オイルフェンス(m)	油処理剤(ﾘｯﾄﾙ)	油吸着材(kg)
門司	くにさき												
	きくち												
	はやなみ												
	もじかぜ												
	はたかぜ												
	きよかぜ												
	はやぎく												
	さとざくら												
	ともなみ												
	基地											3,564	191
	計											3,564	191
苅田	みやぎく												
	基地											126	
	計											126	
若松	わかかぜ												
	さたかぜ												
	やまざくら												
	もくれん												
	基地										240	1,134	172
	計										240	1,134	172
福岡	やしま												
	あそ												
	らいざん												
	こちかぜ												
	ふよう												
	とびうめ												
	基地										280	3,528	136
	計										280	3,528	136
三池	いけかぜ												
	すいれん												
	基地											810	295
	計											810	295
総計											520	9,162	794

※油処理剤、油吸着材は船艇搭載分を含む。

３６　福岡県沿岸における旅客船就航状況（定期航路）一覧表

（令和３年４月現在）

航路名	事業者名	運行状況	使用船舶				備考
			船名	総トン数	船質	旅客定員	
新門司 ～神戸	阪九フェリー(株)	１日１航海	つくし いずみ ひびき せっつ やまと	13,353 16,040 16,040 16,292 16,292	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼	667 625 625 663 663	ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ
新門司 ～泉大津	阪九フェリー(株)	１日１航海					
大阪 ～門司	(株)名門大洋フェリー	１日２航海	ﾌｪﾘｰきょうとⅡ ﾌｪﾘｰふくおかⅡ ﾌｪﾘｰおおさかⅡ ﾌｪﾘｰきたきゅうしゅうⅡ	9,770 9,774 14,920 14,920	鋼 鋼 鋼 鋼	877 877 713 713	ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ
北九州 ～徳島 ～東京	オーシャントランス(株)	１日１航海	フェリーびざん フェリーしまんと フェリーどうご フェリーりつりん	12,636 12,636 12,636 12,636	鋼 鋼 鋼 鋼	266 266 266 266	ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ
松山 ～小倉	松山・小倉フェリー(株)	１日１航海	ﾌｪﾘｰくるしま ﾌｪﾘｰはやとも２	4,277 4,238	鋼 鋼	481 481	ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ
藍島 ～小倉	北九州市	１日３航海	こくら丸	95	鋼	150	
若松 ～戸畑	北九州市	１日７１航海	くき丸 第十八わかと丸	19 38	鋼 鋼	110 140	
百道(ﾏﾘﾉﾝ) ～海の中道	安田産業汽船(株)	１日４～２０航海	オーシャンライナー５ マリンライナー マリンライナー２ オーシャンライナー３ オーシャンライナー８	19 19 19 19 19	FRP 超合金 超合金 FRP FRP	94 72 84 88 97	
下関 ～門司	関門汽船(株)	１日４４航海	わかば しいがる かんもん がんりう ふくまる	19 19 19 19 19	FRP 超合金 FRP FRP FRP	99 70 120 120 100	
博多 ～比田勝	九州郵船(株)	１日１航海	フェリーげんかい	675	鋼	202	ｶｰﾌｪﾘｰ
博多 ～壱岐 ～対馬	九州郵船(株)	フェリー　１日３航海 ジェットフォイル　１日４航海	フェリーちくし フェリーきずな ヴィーナス ヴィーナス２	1,926 1,809 163 163	鋼 鋼 超合金 超合金	674 539 257 257	ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ ｼﾞｪｯﾄﾌｫｲﾙ ｼﾞｪｯﾄﾌｫｲﾙ
博多 ～志賀島	福岡市	１日１５航海	きんいん きんいん１	19 120	超合金 超合金	85 162	
玄界島 ～博多	福岡市	１日７航海	みどり丸	94	超合金	82	
能古 ～姪浜	福岡市	１日２１～２３航海	フラワーのこ レインボーのこ	169 177	鋼 鋼	260 200	ｶｰﾌｪﾘｰ ｶｰﾌｪﾘｰ
小呂島 ～姪浜	福岡市	１日１～２航海	ニューおろしま	73	超合金	60	
福江～青方 ～博多	野母商船(株)	１日１航海	太古	1,598	鋼	350	ｶｰﾌｪﾘｰ
地島 ～神湊	宗像市	１日６航海	ニュージのしま	55	超合金	100	
大島～神湊 ～地島	宗像市	１日７航海（内フェリー５航海）	おおしま しおかぜ	198 87	鋼 超合金	245 180	ｶｰﾌｪﾘｰ
相島 ～新宮	新宮町	１日５～６航海	しんぐう	67	超合金	150	
姫島 ～岐志	糸島市	１日４航海	ひめしま	35	超合金	76	
島原 ～大牟田	やまさ海運(株)	１日４航海	しまばら丸 みいけ丸	19 19	超合金 超合金	60 94	高速船 高速船

３７　救助船一覧表

地区名	救難所名	船名	トン数	建造年度
北九州	苅田	おおたか	0.6	平成20年
福岡	大岳	おおたけ２	1.1	平成28年
	小呂島	第２なみゆき	17.00	昭和60年
	西浦	満応丸	14.00	平成 3年
４隻				

３８　最近５年間の福岡県関係海難事故発生状況

区分＼保安部	年	発生隻数	全損隻数	死亡 行方不明者数
門司	２７	３８	０	１
	２８	２９	２	０
	２９	２６	２	０
	３０	２８	１	０
	Ｒ１	３４	１	０
若松	２７	１１	１	０
	２８	１３	２	０
	２９	１８	３	２
	３０	１２	１	０
	Ｒ１	９	０	０
福岡	２７	２４	０	０
	２８	４０	０	０
	２９	３０	５	１
	３０	３６	３	０
	Ｒ１	４２	３	０
三池	２７	１８	１	０
	２８	１１	０	０
	２９	２５	６	０
	３０	１１	２	１
	Ｒ１	１４	０	０
計	２７	９１	２	１
	２８	９３	４	０
	２９	９９	１６	３
	３０	８７	７	１
	Ｒ１	９９	４	０

（「海上保安統計年報」より）

３９　危険物施設数

（各年3月31日現在）

区　分			令和3年	令和2年	対前年比	
					増減数	増減率（%）
合　　計		施 設	11,592	11,511	△ 117	△ 1.0
製　造　所		施 設	241	238	△ 4	△ 1.7
貯　蔵　所		施 設	7,676	7,629	△ 68	△ 0.9
	屋内貯蔵所	施 設	1,510	1,502	△ 6	△ 0.4
	屋外タンク貯蔵所	施 設	1,698	1,692	△ 24	△ 1.4
	屋内タンク貯蔵所	施 設	243	244	△ 7	△ 2.8
	地下タンク貯蔵所	施 設	1,670	1,652	△ 30	△ 1.8
	簡易タンク貯蔵所	施 設	19	19	－	－
	移動タンク貯蔵所	施 設	2,107	2,086	－	－
	屋外貯蔵所	施 設	429	434	△ 1	△ 0.2
取　扱　所		施 設	3,675	3,644	△ 45	△ 1.2
	給油取扱所	施 設	2,013	1,988	△ 20	△ 1.0
	第１種販売取扱所	施 設	32	34	2	6.3
	第２種販売取扱所	施 設	17	17	－	－
	移送取扱所	施 設	17	17	－	－
	一般取扱所	施 設	1,596	1,588	△ 27	△ 1.7

40 主な高圧ガス特性一覧表

ガス名及び化学式（刻印）	ガスの主な性質						容器内の状態　（気液）及びガス圧力（35℃kg/cm3　G）	緊急用具及び注意事項		
	種別	ガスの比重	色及び臭	爆発範囲（空気中、容量%）	許容濃度（ppm）	人体への影響		中和剤、希釈剤など	ガス漏れの検知方法	保護具、注意事項など
アクリロニトリル※ C2H3C　N	可・毒	1.8	無色 苦扁桃臭	3.0～17.0	20	窒息性	液 （常温で液体）	換気	検知器	防毒マスク　火気厳禁
アクロレイン C　3　H　4　O	可・毒	1.8	無色 刺激臭	2.8～31.0	0.1	刺激性	液 （常温で液体）	換気 大量の水	検知器	防毒マスク　火気厳禁
○　亜鉛化窒素 N2O	支	1.5	無色 かすかな芳香			麻すい性	液 約118	換気	石けん水	可燃物に注意
○　アセチレン C2H2	可	0.9	無色 エーテル臭	2.5～100.0		窒息性	溶解 15.5（15℃）	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
アセトアルデヒト※ CH3CHO	可・毒	1.5	無色 刺激臭	4.0～60.0	100	刺激性	液 （常温で液体）	換気 大量の水	検知器	防毒マスク　火気厳禁
○　亜硫酸ガス SO2	毒	2.2	無色 刺激臭		0.25	刺激性	液 約4.4	消石灰　換気 大量の水	アンモニア（白煙） 検知器	防毒マスク
○　アルゴン Ar	不	1.4	無色 無臭			なし	気・液 150		石けん水	
○　アンモニア NH3	可・毒	0.6	無色 刺激臭	15.5～27.0	25	刺激性	換気 約13	大量の水	塩酸（白煙） 検知器	防毒マスク　ゴム手袋 火気厳禁
○　一酸化炭素 CO	可・毒	1.0	無色 無臭	12.5～74	2.5	窒息性	気 150	換気	石けん水 検知器	防毒マスク　火気厳禁
一酸化窒素 NO	支・毒	1.0	無色 刺激臭		25	刺激性	気 150	換気	リトマス試験紙 （青→赤）検知器	防毒マスク
○　エタン C2H6	可	1.0	無色 無臭	3.0～12.5		麻すい性	液	換気	石けん水	火気厳禁
エチルベンゼン※ C2H10	可・毒	3.7	無色 芳香臭	1.0～6.7	100	麻すい性	液 （常温で液体）	換気		防毒マスク　火気厳禁
○　エチレン C2H4	可	1.0	無色 甘味臭	2.7～36.0		麻すい性	液 約83	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
エチルアミン※ C2H5N　H2	可・毒	1.6	無色 アンモニア臭	3.5～14.0	10	刺激性	液	換気	塩酸（白煙）	防毒マスク　火気厳禁
○　塩化エチル※ C2H5C　I	可	2.2	無色 刺激臭	3.8～15.4		麻すい性	液 1.5（40℃）	換気		火気厳禁
○　塩化ビニル C2H5C　I	可	2.2	無色 甘味臭	3.6～33.0		麻すい性	液 約4.5	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
○　塩化水素 HCl	毒	1.3	無色 刺激臭		2	刺激性	液 約62	消石灰 カセイソーダ	アンモニア水 （白煙）	防毒マスク　ゴム手袋
○　塩素 Cl2	支・毒	2.4	無色 刺激臭		0.5	刺激性	液 約8.9	消石灰 カセイソーダ	アンモニア水 （白煙）	防毒マスク　ゴム手袋
○　空気 Air	支	1.0	無色 無臭			なし	気 150		石けん水	
○　クロルメチル CH3C　I	可・毒	1.4	無色 エーテル臭	8.1～17.4	100	麻すい性	液 約6.6	アンモニア水 大量の水　換気	石けん水 検知器	防毒マスク　火気厳禁
クロロプレン※ C4H5C　I	可・毒	−	無色 エーテル臭	4.0～20.0	25	麻すい性	液 （常温で液体）	換気		防毒マスク　火気厳禁
酸化エチレン C2H4O	可・毒	1.5	無色 エーテル臭	3.0～80.0	50	麻すい性	液 約1.5	換気	石けん水 検知器	防毒マスク　火気厳禁 爆発性
酸化プロピレン C3H6O	可・毒	2.0	無色 エーテル臭	2.8～37.0	100	麻すい性	液 （常温で液体）	換気	検知器	防毒マスク　火気厳禁
○　酸素 O2	支	1.1	無色 無臭		−	液は凍傷に注意	気・液 150	換気	石けん水	油脂類注意 可燃物
○　シアン水素 HCN	可・毒	0.9	無色 苦扁桃臭	5.6～40.0	4.7	窒息性	液 約0.5	消石灰　換気 大量の水	検知紙 検知器	防毒マスク　火気厳禁
ジエチルアミン※ C4H11N	可・毒	2.5	無色 アンモニア臭	1.8～10.1	25	刺激性	液 （常温で液体）	換気	塩酸（白煙） 検知器	防毒マスク　火気厳禁
シクロプロパン H2C　C　H2C　H2	可	1.5	無色 無臭	2.4～10.0	−	麻すい性	液	換気		火気厳禁
○　水素 H2	可	0.07	無色 無臭	4.0～75.0	−	なし	気 150	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
○　炭素ガス CO2	不	1.5	無色 無臭		−	なし（濃度が高いと窒息性）	液 約120	換気	石けん水	窒息注意
○　窒素 N2	不	1.0	無色 無臭		−	液は凍傷に注意 （濃度が高いと窒息性）	気・液 150	換気	石けん水	窒息注意
○　天然ガス（メタン） CH4	可	0.6	無色 無臭	5.0～15.1	−	なし	気・液 150	換気	石けん水	火気厳禁
トリメチルアミン （CH3）3N	可・毒	2.0	無色 アンモニア臭	2.0～11.6	5	刺激性	液 約2	換気 大量の水	塩酸（白煙） 検知器	防毒マスク　火気厳禁
二酸化窒素 NO2	支・毒	1.6	無色 刺激臭		3	刺激性	液	換気	検知器	防毒マスク　火気厳禁

ガス名及び化学式（刻印）	ガスの主な性質						容器内の状態　（気液）及びガス圧力（35℃kg/cm3 G）	緊急用具及び注意事項		
	種別	ガスの比重	色及び臭	爆発範囲（空気中、容量%）	許容濃度（ppm）	人体への影響		中和剤、希釈剤など	ガス漏れの検知方法	保護具、注意事項など
二硫化炭素※ CS2	可・毒	2.6	無色 特有の不快感	1.3～50.0	20	麻すい性	液（常温で液体）	換気	検知器	防毒マスク 火気厳禁
○ ネオン NE	不	0.7	無色 無臭			なし	気 150		石けん水	
フッ素 F2	支・毒	1.3	緑黄色 刺激臭		1	刺激性	気・液	換気 ｱﾙｶﾘ(ｿｰﾀﾞ灰)大量の水	検知器	防毒マスク ゴム手袋
○ ブタン C2H10	可	2.0	無色 無臭	1.8～8.4	―	なし	液 約3	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
○ ブタジエン C4H6	可	1.9	無色 無臭	2.0～12.0	―	麻すい性	液 約3	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
○ ブテン C4H6	可	1.9	無色 無臭	1.6～10.0	―	麻すい性	液	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
○ プロパン C3H8	可	1.5	無色 無臭	2.1～9.5	―	なし	液 約10	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
○ プロピレン C3H6	可	1.5	無色 無臭	2.0～11.1	―	なし	液 約10	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
○ ブロムメチル CH3B r	可・毒	3.3	無色 クロロフォルム臭	10.0～16.0	15	麻すい性	液 約2	換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁
○ フロン 12 CC12F2	不		無色 芳香臭			なし	液 7.6		石けん水	裸火にふれると有毒ガス発生
○ フロン 22 CHClF2	不		無色 芳香臭			なし	液 12.9		石けん水	同上
○ ヘリウム He	不	0.1	無色 無臭			なし	液 150		石けん水	
○ ベンゼン※ C6H6	可・毒	2.7	無色 芳香臭	1.2～8.0	10	麻すい性	液（常温で液体）	換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁
○ ホスゲン COC12	毒	3.4	無色 青草色		0.1	窒息性 猛毒ガス	液 1.7	消石灰 換気 アルカリ	アンモニア水（白煙）	窒息注意 防毒マスク
メチルアセチレン CH3O C H	可	1.4	無色 無臭	1.7～12.0		麻すい性	液	換気		火気厳禁
モノメチルアミン CH3N H2	可・毒	1.1	無色 アンモニア臭	4.9～20.7	10	麻すい性	液 約5	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
○ 硫化水素 H2S	可・毒	1.2	無色 腐卵臭	4.3～46.0	10	窒息性 刺激性	液 約4	換気 大量の水	塩酸（白煙） 検知器	防毒マスク 火気厳禁 直接肌にふれると火傷
○ モノシラン SiH4	可・毒	1.1	無色 胸の悪くなる臭	1.37～（100）	5	刺激性	液 約25	換気 大量の水	検知器 検知紙	防毒マスク 火気厳禁
○ ホスフィン PH3	可・毒	1.2	無色 腐魚臭	1.6～99	0.3	刺激性	気 単体～80. 混合	過マンガン酸カリ 消石灰	石けん水 検知器	ガスを止める以外に消化法なし
○ アルシン AsH3	可・毒	2.7	無色 にんにく臭	4.5～64	0.005	中枢神経系 障害	気 混合～150（液 単体～35）	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
○ ジボラン B2H6	可・毒	0.97	無色 ビタミン臭	0.84～93.3	0.1	血液内臓障害 猛毒ガス	気 混合～150（液 単体～15）	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
○ セレン化水素 H2Se	可・毒	2.8	無色 にんにく臭	12.5～63	0.05	脳・腎臓・肝臓 障害	気 混合～150	過マンガン酸カリ 消石灰	検知器	空気呼吸器着用
○ モノゲルマン GeH4	可・毒	2.7	無色 刺激臭	2.8～98	0.2	脳・内臓障害	気 単体～4. 混合～150	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
○ ジシラン Si2H6	可・毒	2.2	無色 刺激臭	0.5～100		血液障害	気 単体～3. 混合～	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
○ 五フッ化ヒ素 AsF5	毒	5.6	無色 刺激臭	―	0.01mg/m3（as As）	刺激性	気 混合～100（液 単体～2.5）	消石灰	石けん水 検知器	ガスを止める以外に消化法なし
○ 五フッ化リン PF5	毒	4.5	無色 刺激臭	―		刺激性	気 約16	消石灰	検知器（HF用）	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
○ 三フッ化リン PF3	毒	3.0	無色	―		刺激性	気 約76	消石灰	検知器（HF用）	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
○ 三フッ化窒素 NF3	毒	2.5	無色 無臭	―	10	刺激性	気 約50	消石灰	検知器（HF用）	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
○ 三フッ化ホウ素 BF3	毒	2.3	無色 刺激臭	―	0.3	大量吸入で 酸欠症状	気 単体～90、混合	除去不能	検知器	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
○ 四フッ化硫黄 SF4	毒	3.7	無色 刺激臭	―	0.1	呼吸器系	気 約75	消石灰	検知器（HF用）	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
○ 四フッ化ケイ素 SiF4	毒	3.6	無色 窒素性臭気	―	2.5mg/m3（as F）	呼吸器系	気 約10	消石灰	検知器（HF用）	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
						呼吸器系	気 単体～38、混合	消石灰	検知器（HF用）	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ

付記

1 ガス名
・※付のガスは法令上の定義では、一般流通過程で高圧ガスではないが、製造又は有機合成の工程では高圧ガスの製造に該当するものである。
・○印は容器につめられて「高圧ガス」として市販されているガス。

2 種別
可・・・可燃性ガス　支・・・支燃性ガス　不・・・不活性ガス　毒・・・毒ガス

3 爆発範囲
防災指針第1週（日本科学会編1979.6）参照した。

4 許容濃度
1978年ACGIH（アメリカ政府工業衛生会議）発表のもの。
許容濃度200ppm以下の数値を記載。

5 容器内の状態
気・・・気体（ガス）　液・・・液体
ガスの圧力は35℃でのゲージ圧力の概略値をあげた。
「常温での液体」・・・沸騰が20℃（大気圧）以上のもの。

41 毒物劇物製造業者一覧表

令和2年4月1日現在

地区	製造所名称	製造所所在地
北九州市	セントラル・タンクターミナル株式会社門司事業所	福岡県北九州市門司区瀬戸町2番1号
	株式会社九州ネギシ	福岡県北九州市門司区新門司北2丁目10－4
	富士化学株式会社　九州工場	福岡県北九州市門司区新門司3丁目53－1
	日本アルコール販売株式会社福岡支店門司事業所	福岡県北九州市門司区新門司3丁目36番地
	中国精油株式会社新門司工場	福岡県北九州市門司区新門司2丁目－1
	黒崎化学工業株式会社	福岡県北九州市八幡西区夕原町5番15号
	ミハラ金属工業株式会社	福岡県北九州市八幡西区夕原町3番3号
	株式会社キューリンパーセル	福岡県北九州市八幡西区鷹の巣1丁目8番8号
	株式会社新菱	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
	日本液炭株式会社　黒崎工場	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
	三菱ケミカル株式会社　福岡事業所	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
	ステラケミファ株式会社　北九州工場	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
	小倉合成工業株式会社	福岡県北九州市小倉北区東港一丁目4番8号
	ジャパンファインプロダクツ株式会社北九州工場	福岡県北九州市小倉北区東港2丁目3番1号
	株式会社大阪ソーダ小倉工場	福岡県北九州市小倉北区高見台8番1号
	福岡酸素株式会社小倉支社	福岡県北九州市小倉南区新曽根5番40号
	日揮触媒化成株式会社　北九州事業所	福岡県北九州市若松区北湊町13番2号
	旭梱包運輸株式会社　若松事業所	福岡県北九州市若松区北湊町13－2　日揮触媒北九州事業所内
	株式会社九州マイクロテック　北湊事業所	福岡県北九州市若松区北湊町13－2
	株式会社新菱　二島工場	福岡県北九州市若松区南二島5丁目1番10号
	弘田化学工業株式会社九州工場	福岡県北九州市若松区南二島2丁目22番15号
	エヌテック株式会社藤ノ木工場	福岡県北九州市若松区藤ノ木二丁目6－47
	株式会社九州マイクロテック	福岡県北九州市若松区大字安瀬15番1号
	環境テクノス株式会社　ひびき研究所	福岡県北九州市若松区向洋町10-21
	日本コークス工業株式会社北九州事業所	福岡県北九州市若松区響町一丁目3番地
	株式会社ジェイ・リライツ	福岡県北九州市若松区響町1丁目62番地の17
	九州リファイン株式会社	福岡県北九州市若松区響町1丁目62番地19
	株式会社セイシン企業　響灘工場	福岡県北九州市若松区安瀬66－10
	日鉄ケミカル＆マテリアル株式会社　九州製造所	福岡県北九州市戸畑区大字中原字先の浜地先埋立地
	光和精鉱株式会社	福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46番93　新日本製鐵株式会社八幡製鉄所戸畑構内
	JNCマテリアル株式会社　戸畑工場	福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46－94
	株式会社シーケム	福岡県北九州市戸畑区大字中原46－80
	戸畑港運輸株式会社戸畑化成基地	福岡県北九州市戸畑区大字中原46－160
	旭化成株式会社　戸畑化成基地	福岡県北九州市戸畑区大字中原46－160
	株式会社テツゲン九州支店八幡事業所強酸再生工場	福岡県北九州市戸畑区大字戸畑字名古屋464－10
	日塗化学株式会社　戸畑工場	福岡県北九州市戸畑区大字戸畑255番地14
北九州地区	相互薬工株式会社　福岡工場	福岡県中間市大字上底井野字曽根ヶ崎408－1
	株式会社ルミカ北九州工場	福岡県遠賀郡遠賀町大字上別府字花園891番地
	株式会社エーピーアイコーポレーション吉富事業所	福岡県築上郡吉富町大字小祝955番地
	三菱ケミカル株式会社　福岡事業所	福岡県築上郡吉富町大字小祝955番地
福岡市	株式会社遠藤化学工業所	福岡県福岡市博多区上牟田3－9－26
	大井産業株式会社榎田工場	福岡県福岡市博多区榎田1－7－12
	株式会社アサヒ化工	福岡県福岡市南区高木2丁目25－4
	タイキ薬品工業株式会社　福岡工場	福岡県福岡市東区東浜一丁目9番4号
	九州電力株式会社　エネルギーサービス事業統括本部　企画・需給本部	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
	昭永ケミカル株式会社　福岡工場	福岡県福岡市中央区荒津2丁目3番8号
	シンコーケミカル・ターミナル株式会社博多事業所	福岡県福岡市中央区荒津2丁目3－8
	伊藤忠エネクス株式会社福岡アスファルト基地	福岡県福岡市中央区荒津2－3－26
	中国精油株式会社九州支店福岡事業所	福岡県福岡市中央区荒津1丁目2番12号
	株式会社Kyulux	福岡県福岡市西区九大新町4－1　福岡市産学連携交流センター2号棟227号室
福岡地区	NSマテリアルズ株式会社	福岡県筑紫野市立明寺511－1
	協友アグリ株式会社甘木工場	福岡県朝倉市甘木2343
	ピーオーケミカル株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町長者原東三丁目10番5号
	高杉製薬株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2617
	大谷化学工業株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2567番地
	株式会社クリーンライフ	福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈265番地1
	日本アルコール販売株式会社福岡支店伊賀事業所	福岡県糟屋郡粕屋町戸原東二丁目6番18号
	湯浅株式会社	福岡県糟屋郡須恵町大字植木412番地の1
	ミヤキ産業株式会社	福岡県糟屋郡須恵町植木1341
	株式会社クライミング	福岡県糟屋郡新宮町上府北3丁目8番17号
	イワタニ福岡ガスセンター株式会社	福岡県糟屋郡志免町別府東3丁目1番7号
	株式会社九州ワコー	福岡県糟屋郡久山町猪野737－6

地区	製造所名称	製造所所在地
筑豊地区	立山化成株式会社　九州工場	福岡県田川市大字糒字西ヶ浦2082番地3
	呉共同機工株式会社	福岡県田川市大字糒824番地
	日本パーカライジング株式会社　九州第一工場	福岡県鞍手郡鞍手町大字古門590番地5
	タイキ薬品工業株式会社　天道工場	福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈429-42
	エスケー化研株式会社九州工場	福岡県嘉穂郡桂川町吉隈大谷429の26
筑後地区	日本イットリウム株式会社	福岡県大牟田市大字唐船2081番地398
	株式会社大牟田高圧ガスセンター	福岡県大牟田市大浦町16番地の1
	三井化学株式会社　大牟田工場	福岡県大牟田市浅牟田町30番地
	株式会社エム・ケイ・ケミカル大牟田工場	福岡県大牟田市浅牟田町30番地
	室町ケミカル株式会社	福岡県大牟田市新勝立町1－38－5
	三池港硫酸センター	福岡県大牟田市新港町1－54
	関東化学株式会社大牟田工場	福岡県大牟田市新開町2
	デンカ株式会社　大牟田工場	福岡県大牟田市新開町1番地
	株式会社三成化学工業所	福岡県大牟田市七浦町58番地の3
	五興化成工業株式会社　大牟田工場	福岡県大牟田市合成町37番地
	山本化成株式会社　大牟田工場	福岡県大牟田市合成町1番地
	三池化学株式会社	福岡県大牟田市亀谷町168番地
	ジェイアンドスミス株式会社	福岡県久留米市荒木町藤田1423番地37
	大成薬品工業株式会社筑後工場	福岡県筑後市大字熊野字屋敷998－1
	NSマテリアルズ株式会社広川工場	福岡県八女郡広川町藤田1425-58
	株式会社ユニオングローバルソリューション　九州工場	福岡県八女郡広川町大字日吉523－18

４２　ガス事業者（ガス小売事業者 兼 一般ガス導管事業者）一覧表

令和3年4月1日現在

事業者または支店名	所　在　地	電話番号	供　給　区　域
西部瓦斯(株) 本社（防災保安部）	福岡市博多区千代1-17-1	092-633-2263	［福岡エリア］ 福岡市、春日市、大野城市、糸島市、古賀市、宗像市、福津市、宮若市、那珂川市、糟屋郡粕屋町、糟屋郡志免町、糟屋郡新宮町 ［北九州エリア］ 北九州市、中間市、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡岡垣町、京都郡苅田町
〃 中央指令部	〃　東区東浜1-10-75	092-633-2332	
〃 福岡供給部	〃　東区東浜1-10-75	092-633-2323	
〃 北九州供給部	〃　小倉北区愛宕1-5-1	093-591-6611	
西日本ガス(株) 本社工場	柳川市大字新外町89-2	0944-74-1414	柳川市、八女市
〃 八女工場	八女市大字立野145-2	0944-23-5008	
久留米ガス(株)	久留米市東櫛原町1089	0942-36-2601	久留米市
大牟田瓦斯(株)	大牟田市泉町4-5	0944-53-1021	大牟田市
直方ガス(株)	直方市新町3-3-10	0949-22-2496	直方市
飯塚ガス(株)	飯塚市横田677-2	0948-22-8646	飯塚市
筑紫ガス(株)	筑紫野市紫2-12-10	092-923-3111	筑紫野市、太宰府市、小郡市、朝倉郡筑前町
高松ガス(株)	北九州市八幡西区浅川台3-20-1	093-692-7082	遠賀郡水巻町

４３　火薬類製造所一覧表

令和3年4月1日現在

所在地区	所在地	製造所（者）名	製品名	電話番号
福岡地区	糟屋郡篠栗町	西日本花火(有)	打上煙火	(092)947-0095
北九州地区	北九州市小倉南区	(株)ワキノアートファクトリー	〃	(093)451-2500
筑豊地区	宮若市	西日本花火(有)	〃	(0949)52-1612
筑後地区	みやま市	塚本典利	〃	(0944)67-2967
	〃	筒井隆仁	〃	(0944)67-2934
	〃	(有)筑後屋 花火工業所	玩具煙火	(0944)67-2610
	〃	筒井時正玩具花火製造所（株）	〃	(0944)67-0764
	〃	高口房敏	〃	(0944)67-2475
	〃	筒井冨雄	〃	(0944)67-2220

４４　火薬類貯蔵施設概要

令和3年4月1日現在

所在地区	所　在　地	火薬庫の種類別棟数						計
		１級	２級	３級	実包	煙火	玩具	
福岡地区	福岡市中央区			1				1
	福岡市博多区			3				3
	筑紫野市			1				1
	糟屋郡　篠栗町	2				5		7
	糟屋郡　須恵町	2						2
(小計)		4		5		5		14
北九州地区	北九州市門司区	10		1				11
	北九州市小倉南区	5				11		16
	京都郡苅田町	4		2				6
	遠賀郡岡垣町				1			1
(小計)		19		3	1	11		34
筑豊地区	飯塚市	3		1	1			5
	宮若市	10			1	4		15
	田川郡川崎町	3						3
(小計)		16		1	2	4		23
筑後地区	朝倉市	2				1		3
	大牟田市	2						2
	久留米市				1			1
	八女市					1	10	11
	みやま市				1	4	7	12
(小計)		4			2	6	17	29
合計		43		9	5	26	17	100

４５　火葬場所在地、名称、処理能力一覧表

所在地	名称	処理能力(体／日)	備考(火葬炉数)
（筑紫保健福祉環境事務所管内）			
筑紫野市大字山家３７４５－１	筑慈苑	３６	１２基
那珂川市大字上梶原５２９－４３	華石苑	７	3基+汚物炉1基
（粕屋保健福祉環境事務所管内）			
古賀市青柳１４５番地１	北筑昇華苑	４８	１６基
糟屋郡新宮町大字相島１２４５－１	新宮町立相島火葬場	１	１基
（糸島保健福祉環境事務所管内）			
糸島市二丈石崎４００	糸島市斎場	１５	5基+小型炉1基
（宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内）			
宗像市大字大井１５４８	浄楽苑宗像斎場	８	６基
遠賀郡遠賀町大字上別府１９９６	天生園	２１	７基
（嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内）			
直方市大字上新入２４３０－１４	直方市火葬場天翔館	６	3基+予備炉1基
飯塚市大字大日寺７３６	飯塚市斎場	１３	6基+汚物炉1基
飯塚市長尾６５４	筑穂園	９	３基
宮若市原田３３１	宮若市火葬場桜華苑	９	３基
嘉麻市牛隈１７０２番地２	嘉麻市嘉麻葬場	１２	4基+汚物炉1基
鞍手郡鞍手町大字中山３３９７	鞍手町営葬斎場	６	3基+汚物炉1基
（田川保健福祉環境事務所管内）			
田川市大字伊加利２１９１番地１４	田川地区斎場	２０	６基
（北筑後保健福祉環境事務所管内）			
小郡市大保５１４	小郡市葬祭場（河北苑）	９	5基+胞衣炉1基
うきは市浮羽町小塩５３８１－４	うきは市浄光苑	６	３基
朝倉市杷木志波梅迫７４６－５	杷木火葬場（香華園）	６	３基
朝倉市堤４－６	甘木火葬場（梅香苑）	１２	4基+汚物炉1基
（南筑後保健福祉環境事務所管内）			
大川市大字中古賀１０９５－１	大川市斎場	１２	３基
八女市今福１３５６－１	八女西部斎場東原園	１２	6基+汚物炉1基
八女市黒木町今１６２１－１	八女市黒木斎場	４	２基
八女市上陽町北川内３６２８	八女市上陽斎場	２	１基
八女市星野村５４４７－１	八女市星野斎場	２	１基
八女市矢部村北矢部５２６７－５	八女市矢部斎場	２	１基
みやま市瀬高町下庄５６５－１	有峰苑みやま柳川	１２	６基
三潴郡大木町大字上八院１６５４	大木町営火斎場	６	２基
（京築保健福祉環境事務所管内）			
行橋市大字上稗田１２００－１	行橋市営火葬場やすらぎ苑	２４	４基
豊前市大字大西１１３５－５	豊前市斎場天空の杜	９	３基
京都郡みやこ町犀川木井馬場１５１５－３	みやこ町葬斎場（やすらぎ苑）	９	３基
京都郡苅田町大字南原１１２７－２	かんだ苑	３	３基
築上郡上毛町大字宇野１２３６－１	築上東部火葬場	６	２基
築上郡築上町大字築城１７９８	築上町火葬場（清浄園）	１２	２基
（北九州市管内）			
北九州市門司区大字猿喰１３４２－８	北九州市立東部斎場	４０	１５基+胞衣炉1基
北九州市八幡西区本城５丁目６番１号	北九州市立西部斎場	４０	１６基
（福岡市管内）			
福岡市南区大字桧原６丁目１－１	福岡市葬祭場	４８	２５基+胞衣炉1基
福岡市西区大字玄界島字中西７４４－２	福岡市玄界島火葬場	２	１基
（大牟田市管内）			
大牟田市黄金町２丁目２１０番地２	大牟田市葬斎場	１８	6基+胞衣炉1基
（久留米市管内）			
久留米市高良内町４０３０－１	久留米市斎場	３０	１０基+汚物炉1基

※処理能力は、当該施設が被災しておらず、可能な限り時間延長をした場合の最大値である。

４６　可燃ごみ施設一覧表

令和3年4月1日現在

	市町村圏	設　置　者	構 成 市 町 村	施　設　名	竣工年月	型式	能力 (トン／日)
1	北九州	北九州市	—	日明工場	平成3年3月	ス・全連	200 × 3炉
2				新門司工場	平成19年3月	ガ溶・全連	240 × 3炉
3				皇后崎工場	平成10年7月	ス・全連	270 × 3炉
4		遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	遠賀・中間リレーセンター	平成19年3月	中継	199
5	福岡	福岡市	—	西部工場	平成4年3月	ス・全連	250 × 3炉
6				臨海工場	平成13年3月	ス・全連	300 × 3炉
7		(株)福岡クリーンエナジー	福岡市	株式会社福岡クリーンエナジー東部工場	平成17年8月	ス・全連	300 × 3炉
8		須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	クリーンパークわかすぎごみ燃料化施設	平成14年12月	RDF	59 × 3炉
9		糸島市	—	クリーンセンターごみ溶融処理施設	平成12年3月	ガ溶・全連	100 × 2炉
10		玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場焼却施設	平成15年3月	ガ溶・全連	130 × 2炉
11				宗像清掃工場ガス化溶融施設	平成15年6月	ガ溶・全連	80 × 2炉
12		筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	小郡市・筑紫野市・基山町	クリーンヒル宝満熱回収施設	平成20年3月	ガ溶・全連	125 × 2炉
13		福岡都市圏南部環境事業組合	福岡市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川町	クリーン・エネ・パーク南部	平成28年3月	ス・全連	170 × 3炉
14	久留米	久留米市	—	上津クリーンセンター	平成5年3月	ス・全連	100 × 3炉
15				宮ノ陣クリーンセンター	平成28年6月	ス・全連	81.5 × 2炉
16		大川市	—	大川市清掃センター	平成4年8月	流・准連	45 × 2炉
17		うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	RDF	61 × 1炉
18	朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	久留米市・朝倉市・筑前町・大刀洗町・東峰村	サン・ポート溶融施設	平成14年12月	ガ溶・全連	60 × 2炉
19	有明	柳川市	—	柳川市クリーンセンター	平成3年3月	ス・准連	50 × 2炉
20		みやま市	—	みやま市清掃センター	平成6年3月	ス・バ	25 × 2炉
21		大牟田・荒尾清掃施設組合	大牟田市・荒尾市	大牟田・荒尾RDFセンター	平成14年11月	RDF	75 × 3炉
22		大牟田リサイクル発電(株)	—	大牟田リサイクル発電所	平成14年12月	流・全連	315 × 1炉
23	八女・筑後	八女西部広域事務組合	久留米市・八女市・筑後市・大川市・大木町・広川町	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	ガ溶・全連	110 × 2炉
24	飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市クリーンセンター	平成10年4月	ガ溶・全連	90 × 2炉
25				嘉麻市嘉麻クリーンセンター	昭和62年3月	ス・准連・＋溶	20 × 2炉
26				ごみ燃料化センター	平成14年8月	RDF	54 × 1炉
27				桂苑	平成6年3月	流・准連	37 × 2炉
28	田川	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	田川市川崎町清掃センター	昭和62年3月	ス・全連	45 × 2炉
29		下田川清掃施設組合	糸田町・福智町	下田川塵芥清掃センター	昭和50年3月	ス・バ	20 × 2炉
30		田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	ス・バ	22 × 2炉
31	直方・鞍手	直方市	—	直方市可燃物中継所	平成13年3月	中継	113
32		宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	くらじクリーンセンター	平成14年9月	RDF	66 × 1炉
33	京築	苅田エコプラント(株)	苅田町	苅田エコプラント	平成10年11月	RDF	42 × 1炉
34		築上町	—	ごみ固形燃料化施設	平成12年3月	RDF	25 × 1炉
35		豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センター	平成14年2月	ス・准連・＋溶	35 × 2炉
36		行橋市みやこ町清掃施設組合	行橋市・みやこ町	みやこ処理場	平成17年3月	中継	143
	計			36施設			7,956.0

(注) 全連：全連続運転(24時間運転)
准連：准連続運転(16時間運転)
バ　：バッチ運転(ごみを一定程度まとめて処理する運転方式)
固　：固定床炉(炉床が固定されているもの)
ス　：ストーカ炉(炉床をストーカ(火格子)とし、機械的に動かすことにより、ごみを移動させながら燃焼させるもの)
流　：流動床炉(高温の砂を下部から供給される空気によって流動させ、その中でごみを燃焼させるもの)
ガ溶：ガス化溶融炉(ごみを高温・還元雰囲気下でガス化するとともに、灰を溶融するもの)
＋溶：焼却炉(ストーカ炉など)に灰溶融炉を併設しているもの
RDF：RDF(ごみ固形化燃料)の製造施設(燃料化施設)
中継：破砕、圧縮等(中継施設)
能力の計は、燃料化施設(RDF製造施設)及び中継施設を除く。

４７　し尿処理施設一覧表

令和3年3月31日現在

	市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力(kL／日)
1	北九州	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	曲水苑	平成8年3月	標脱	220.0
2	福岡	福岡市	—	中部汚泥再生処理センター	平成27年11月	固液分離	65.0
3		古賀市	—	古賀市海津木苑	昭和58年5月	標脱	67.0
4		宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町・志免町	宇美志免浄化センター	平成13年3月	高負荷	70.0
5		糸島市	—	糸島市し尿処理センター	平成7年3月	高負荷	96.0
6		宗像地区事務組合	宗像市・福津市	宗像浄化センター	昭和54年11月	標脱	130.0
7		須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	酒水園	昭和57年10月	標脱	100.0
8	久留米	両筑衛生施設組合	久留米市・小郡市・筑紫野市・太宰府市・筑前町・大刀洗町	両筑苑	昭和57年10月	標脱	300.0
9		うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納衛生センター	平成6年3月	標脱	91.0
10	朝倉	朝倉市	—	環境センター	平成19年4月	高負荷膜分離	73.0
11	有明	大牟田市	—	大牟田市東部環境センター	平成15年3月	高負荷	359.0
12		大川柳川衛生組合	柳川市・大川市	筑水園	平成6年6月	高負荷	195.0
13		みやま市	—	みやま市飯江川衛生センター	平成10年12月	高負荷膜分離	90.0
14				みやま市バイオマスセンター	平成30年12月	高負荷膜分離	130.0
15	八女・筑後	八女市	—	八女市上陽自給肥料供給施設	昭和55年8月	液肥堆肥化	5.7
16				八女市星野自給肥料供給施設	昭和56年3月	液肥堆肥化	9.7
17				八女市衛生センター	昭和61年12月	標脱	33.0
18		筑後市	—	筑後市衛生センター	昭和58年11月	標脱	75.0
19		大木町	—	おおき循環センター	平成18年10月	高負荷嫌気消化	41.4
20		八女中部衛生施設事務組合	八女市・広川町	八女中部衛生センター	昭和63年3月	標脱高負荷	110.0
21	飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町	環境センター	平成8年3月	高負荷	108.0
22				汚泥再生処理センター	平成18年6月	高負荷膜分離	146.0
23				嘉麻市嘉麻浄化センター	平成9年3月	高負荷	60.0
24				穂波苑	平成15年2月	高負荷膜分離	152.0
25	田川	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	乙女環境センター	平成2年3月	高負荷膜分離	225.0
26		下田川清掃施設組合	糸田町・福智町	下田川クリーンセンター	平成3年3月	高負荷膜分離	93.0
27		田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部衛生センター	昭和60年3月	標脱	70.0
28	直方・鞍手	直方市	—	直方市向鶴浄園し尿処理場	昭和40年4月	嫌気消化	90.0
29		鞍手町	—	鞍手町衛生センター	昭和55年4月	好気消化	45.0
30		宮若市	—	緑水園	平成9年2月	高負荷膜分離	97.0
31	京築	行橋市	—	音無苑	昭和60年12月	標脱	191.0
32		苅田町	—	苅田町清掃事務所第二工場	昭和55年3月	標脱	100.0
33		築上町	—	築上町有機液肥製造施設	平成6年3月	液肥堆肥化	23.0
34				築上町第2有機液肥製造施設	平成29年10月	液肥堆肥化	19.5
35		吉富町外1町環境衛生事務組合	吉富町・上毛町	周防苑	昭和49年3月	好気消化	20.0
計				35施設			3,700.3

４８　米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

制　　定　平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知

最終改正　令和３年４月１日付け２政統第2599号政策統括官通知

第４章　政府所有米穀の販売

Ⅰ　通常時の販売

第11　災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

１　災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1)　政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア　災害救助法(昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合

(2)　(1）の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア　政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする

イ　知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける

ウ　イの米穀を販売する価格は、政策統括官が別途定める。

エ　代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ｱ)　(1)のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、３か月以内）であって政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。

ａ　大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

ｂ　自衛隊の派遣が行われていること。

ｃ　知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。

(ｲ)　(1)のイの場合は、３か月以内であって政策統括官と知事が協議し決定した期間とする。

２　災害救助用米穀の引渡方法

政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売

手続を行う。

⑴　政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）様式 4-24）により契約を締結する。

⑵　政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

⑶　政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、⑴及び⑵の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

４９　県内の物資（食料・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況

1　食料

（1）県（福祉総務課）

平成７年６月、県内９業者と締結した食料供給協力協定等により、災害時における供給に備える。

品　　目	供給可能食数	供給業者
おにぎり	２７，０００	4
パ　ン	３７０，０００	5
弁　　当	5，０００	1
飲 料 水	１６，２４０	4
お茶、ジュース類	３０，５６０	3
カップ麺類、レトルト食品、栄養補助食品	１６，０００	2
ソフトパン	４３，２００	県備蓄
お か ゆ	3，８００	県備蓄
副 食 缶 詰	４７，０００	県備蓄

※供給可能食数は、災害発生のタイミング等により変動する

（2）市町村　　令和2年3 月31 日現在

品　　目	数　　量	品　　目	数　　量
ソ フ ト パ ン	２２８，１２５食	乾　パ　ン	３０，９６７食
アレルギー対応食	２１１，８５４食	インスタント麺	8，５０３食
アルファ化米	２１０，９８７食	そ の 他 主 食	２７６，０７０食
副 食 缶 詰	７６，１５０個	米	５３５kg
飲　料　水	４６０，３２３ﾘｯﾄﾙ		

2　生活必需品等

（1）－1　県（福祉総務課）

県消防学校ほか６拠点に以下の災害救助物資を備蓄している。

品　　目	数　　量	品　　目	数　　量
毛　　布	5，０７２枚	紙おむつ（小児用）	6，７００枚
タ オ ル	１４，０００枚	紙おむつ（大人用）	4，９２０枚
ジ ャ ー ジ	4，７００組	尿取りパッド	8，２００個
下　　着	4，７００組	生 理 用 品	２１，８００枚
給 水 袋	１５，７００枚	簡易トイレ（便袋）	２５，０００枚
食器セット	１５，７００ｾｯﾄ	ブルーシート	1，９１０枚
缶 切 り	3，０００個		

（1）－2　県（防災企画課）　　令和3年9月30 日現在

品　　目	数　　量	品　　目	数　　量
仮 設 ト イ レ	６３台	介 護 ベ ッ ド	2台
簡易トイレ（大）	６０台	浄　水　器	1台
簡易トイレ（小）	６０台	マ　ス　ク	１４１，０００枚
発　電　機	６０台	消　毒　液	1，９００ﾘｯﾄﾙ
投　光　器	６０台	体温計（非接触型）	９４０台
エ ア テ ン ト	6台	ダ ス タ ー	２２，４００枚
ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ（屋根有）	１８０台	使い捨て手袋	４５，０００枚
ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ（屋根無）	６０台	感 染 防 護 服	5，６００枚
段ボールベッド	６０台	フェイスシールド	2，０００枚

（2）日赤（福岡）　　令和3年4月1日現在

品　　目	数　　量	品　　目	数　　量
毛　　布	１３，５９０枚	タオルセット	２，１８０組
タオルケット	１，９８０枚	医薬品セット	１，１８４組
緊急セット	４，０２０組		

（3）市町村　　令和2年3月31日現在

品　　目	数　　量	品　　目	数　　量
毛　　布	５６，２３０枚	懐中電灯	４，８６４本
タ　オ　ル	４２，６９４枚	簡易トイレ	６，６００台
給　水　袋	８８，１０２枚	ブルーシート	１１，７２１枚
食器セット	４３，８１７ｾｯﾄ	医療品セット	１，８９４ｾｯﾄ
紙おむつ（小児用）	１００，１９２枚	テ　ン　ト	６７８張
紙おむつ（大人用）	３３，７３５枚	仮設トイレ	３２６台
生理用品	１９１，２３０枚	発　電　機	７０６台
携帯トイレ	７３９，５９９回	投　光　器	８４６台

3　医薬品等

（1）県（薬務課）

【緊急医薬品等セット概要　２万人分の内容】

区　分	品　名	備蓄方法	品目数		備蓄先
診療創傷セット	縫合糸、縫合針、手術用手袋等	流通	４	５６	医療機器協会会員
	血圧計、携帯型心電計、聴診器 外科尖刀、止血鉗子、鉗子立等	保管	５２		
蘇生気管セット	口腔吸引ﾁｭｰﾌﾞ、気管切開ﾁｭｰﾌﾞ等	流通	６	２３	
	手動式蘇生器、自動蘇生器等 鼻鏡、咽頭鏡等	保管	１７		
衛生材料セット	滅菌ｶﾞｰｾﾞ、注射器、包帯等	流通	１４	２１	医薬品卸業協会会員
	皮膚用鉛筆、石鹸等	保管	７		
事務用品セット	筆記具等	保管	３２	３２	
医薬品セット	抗生物質、消毒剤、解熱鎮痛剤等	流通	７２	７２	
合　計			２０４		

５０　災害救助法（抜粋）

（昭和２２年法律第１１８号）

（目的）

第１条　この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第２条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第１項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（都道府県知事等の努力義務）

第３条　都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第４条　救助の種類は、次のとおりとする。

(1)　避難所及び応急仮設住宅の供与
(2)　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
(3)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
(4)　医療及び助産
(5)　被災者の救出
(6)　被災した住宅の応急修理
(7)　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
(8)　学用品の給与
(9)　埋　葬
(10)　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

２　救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

３　救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第１３条　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

２　前項の規定により災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（繰替支弁）

第３０条　都道府県知事は、第１３条第１項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

５１　災害救助法施行令（抜粋）

（昭和２２年政令第２２５号）

（災害の程度）

第１条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）第２条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

(1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第１に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第２に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第３に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第４に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で 定める基準に該当すること。

２　前項第１号から第３号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の程度、方法及び期間）

第３条　救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

２　前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表第１（第１条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
５，０００人未満	３０
５，０００人以上　１５，０００人未満	４０
１５，０００人以上　３０，０００人未満	５０
３０，０００人以上　５０，０００人未満	６０
５０，０００人以上　１００，０００人未満	８０
１００，０００人以上　３００，０００人未満	１００
３００，０００人以上	１５０

別表第２（第１条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
１，０００，０００人未満	１，０００
１，０００，０００人以上　２，０００，０００人未満	１，５００
２，０００，０００人以上　３，０００，０００人未満	２，０００
３，０００，０００人以上	２，５００

別表第３（第１条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
５，０００人未満	１５
５，０００人以上　１５，０００人未満	２０
１５，０００人以上　３０，０００人未満	２５
３０，０００人以上　５０，０００人未満	３０
５０，０００人以上　１００，０００人未満	４０
１００，０００人以上　３００，０００人未満	５０
３００，０００人以上	７５

別表第４（第１条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
１，０００，０００人未満	５，０００
１，０００，０００人以上　２，０００，０００人未満	７，０００
２，０００，０００人以上　３，０００，０００人未満	９，０００
３，０００，０００人以上	１２，０００

５２　災害救助法施行令第１条第１項第３号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（抜粋）

（平成２５年内閣府令第６８号）

（令第１条第１項第３号の内閣府令で定める特別の事情）

第１条　災害救助法施行令（以下「令」という。）第１条第１項第３号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

（令第１条第１項第４号の内閣府令で定める基準）

第２条　令第１条第１項第４号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

５３　福岡県災害救助法施行細則

（昭和４０年福岡県規則第４４号）

（趣旨）

第１条　この規則は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和２２年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第１号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第２条　削除

（救助実施区域の告示）

第３条　知事は、法第２条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第２条の２第１項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

（市町村長の緊急処置）

第４条　市町村長（法第２条の２第１項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第３０条第２項の規定に基づき救助に着手することができる。

（救助の組織）

第４条の２　災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

２　部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

３　部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

４　班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

（救助の程度、方法及び期間）

第５条　知事は、政令第３条第１項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

２　前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

（物資の収用等の場合の公用令書等）

第６条　省令第１条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書（様式第３号から様式第３号の４まで）

(2) 公用変更令書（様式第４号）

(3) 公用取消令書（様式第５号）

２　知事は、前項第１号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第６号）に、これを登録するものとする。

３　第１項第２号又は第３号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第７条　削除

（物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い）

第８条　省令第２条第３項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第７号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書）

第９条　省令第３条の規定により、損失補償請求書（様式第８号）の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第６条第２項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

（従事命令の場合の公用令書等）
第１０条　省令第４条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 公用令書（様式第９号）
(2) 公用取消令書（様式第１０号）
２　前項第１号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第１１号）に、これを登録するものとする。
３　第１項第２号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。
（協力命令の場合の様式等）
第１１条　法第８条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書（様式第１２号）を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。
２　前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳（様式第１３号）に、これを登録するものとする。
第１２条　削除
（従事命令に従事できない場合の届出）
第１３条　省令第４条第２項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。
(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
(2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書
（実費弁償）
第１４条　知事は、政令第５条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。
（実費弁償請求書の様式）
第１５条　省令第５条に規定する実費弁償請求書は、様式第１４号による。
（立入検査証）
第１６条　法第１０条第３項において準用する法第６条第４項の規定により、当該職員が立入検査にあたつて、携帯する証票は様式第１５号による。
第１７条　削除
（扶助金支給申請書の様式等）
第１８条　省令第６条第１項の規定による扶助金支給申請書は様式第１８号による。
２　前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。
(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等
(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書
３　省令第６条第１項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第１０条第２項の救助従事者台帳又は第１１条第２項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。
（知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知）
第１９条　知事は、法第１３条第１項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第１９号により政令第２３条第１項の規定による通知を行うものとする。
（繰替支弁）
第２０条　法第３０条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。
（繰替支弁金請求書及び提出期限）
第２１条　市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完

了後６０日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。
(1) 災害救助費繰替支弁金請求書（様式第２１号及び第２１号の２）
(2) 救助業務に要した経費算出内訳（様式第２２号）
(3) 被害状況調（様式第２４号）
(4) 災害救助費繰替支弁状況調（様式第２５号）
(5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

２　市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第２６号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書（様式第２７号）に前項第２号から５号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第２２条　削除

（救助事務費）

第２３条　知事は、法第１８条第１項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

（災害救助基金台帳）

第２４条　法第２２条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第４３号及び様式第４４号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

（補則）

第２５条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、昭和４０年４月１日から適用する。

（中略）

附　則（令和元年規則第２５号）

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年規則第２２号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第４条の２関係）

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域（法第２条の２第１項に規定する救助実施市を除く。）
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市　春日市　大野城市　太宰府市　那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	古賀市　糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市　宗像市　福津市　遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市　飯塚市　宮若市　嘉麻市　鞍手郡　嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市　田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市　小郡市　うきは市　朝倉郡　三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市　柳川市　八女市　筑後市　大川市 みやま市　三潴郡　八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市　豊前市　京都郡　築上郡

５４　福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

（令和２年福岡県告示第３４４号）

第１　救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第５条第１項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

１　避難所及び応急仮設住宅の供与

⑴ 避難所

ア　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ　避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ　避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、１人１日当たり330円以内とする。

エ　福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ　避難所を開設できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

⑵ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア　建設型応急住宅

(ｱ) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(ｲ) 建設型応急住宅の１戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

(ｳ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(ｴ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

(ｵ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(ｶ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第３項又は第４項による期限内（最長２年以内）とする。

(ｷ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ　賃貸型応急住宅

(ｱ) 賃貸型応急住宅の１戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(ｲ)に定める規模に準

ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(ｲ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ｳ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(ｶ)と同様の期間とする。

2　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、１人１日当たり1,160円以内とする。

エ　炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア　飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ　飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ　飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア　被服、寝具及び身の回り品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア　住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	４月～９月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～３月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	４月～９月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～３月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4　医療及び助産

(1) 医療

ア　医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ　医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ　医療は、次の範囲内にて行う。

(ｱ) 診療

(ｲ) 薬剤又は治療材料の支給

(ｳ) 処置、手術その他の治療及び施術

(ｴ) 病院又は診療所への収容

(ｵ) 看護

エ　医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ　医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア　助産は、災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ　助産は、次の範囲内において行う。

(ｱ) 分べんの介助

(ｲ) 分べん前及び分べん後の処置

(ｳ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ　助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の２割引以内の額とする。

エ　助産を実施できる期間は、分べんした日から７日以内とする。

5　被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から３日以内とする。

6　被災した住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度

の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、１世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア　イに掲げる世帯以外の世帯　595,000円

イ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　300,000円

(3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から１箇月以内に完了しなければならない。

7　生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア　生業費　１件当たり　30,000円

イ　就職支度費　１件当たり　15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア　貸与期間　２年以内

イ　利子　無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から１箇月以内に完了しなければならない。

8　学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア　教科書

イ　文房具

ウ　通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア　教科書代

(ｱ) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(ｲ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ　文房具及び通学用品費

小学校児童　１人当たり　4,500円

中学校生徒　１人当たり　4,800円

高等学校等生徒　１人当たり　5,200円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については１箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9　埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア　棺（付属品を含む。）

イ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ　骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、１体当たり大人215,200円、小人172,000円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10　死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11　死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ　死体の一時保存

ウ　検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり3,500円以内とする。

イ　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。

ウ　救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均が137,900円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア　被災者の避難に係る支援

イ　医療及び助産

ウ　被災者の救出

エ　飲料水の供給

オ　死体の捜索

カ　死体の処理

キ　救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第２　実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

１　災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第４条第１号から第４号までに掲げる者

(1) 日当

ア　医師及び歯科医師　１人１日当たり　22,300円以内

イ　薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師　１人１日当たり　17,200円以内

ウ　看護師及び准看護師　１人１日当たり　15,300円以内

エ　救急救命士　１人１日当たり　15,300円以内

オ　土木技術者及び建築技術者　１人１日当たり　16,100円以内

カ　大工　１人１日当たり　23,700円以内

キ　左官　１人１日当たり　22,600円以内

ク　とび職　１人１日当たり　23,000円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第２条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

２　政令第４条第５号から第10号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の３の額を加算した額以内とする。

第３　救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

１　救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

(1) 時間外勤務手当

(2) 賃金職員等雇上費

(3) 旅費

(4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

(5) 使用料及び賃借料

(6) 通信運搬費

(7) 委託費

２　各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る１の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
３千万円以下の部分	100分の10
３千万円を超え６千万円以下の部分	100分の９
６千万円を超え１億円以下の部分	100分の８
１億円を超え２億円以下の部分	100分の７
２億円を超え３億円以下の部分	100分の６
３億円を超え５億円以下の部分	100分の５
５億円を超える部分	100分の４

３　２の「救助事務費以外の費用の額」とは、第１に定める救助の実施のために支出した費用及び第２に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第９条第２項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第８条第２項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第１項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

５５　福岡県災害見舞金等支給要綱

（昭和４９年９月１１日決裁）
改正　昭和５７年　４　月　１　日
改正　平成２４年１０月　４　日
改正　令和　元　年　９　月　６　日
改正　令和　２　年１２月１７日

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）による被災者に対する見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用基準）

第２条　知事は県内において災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を支給するものとする。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
15,000 人未満	10 世帯
15,000 人以上　30,000 人未満	15 世帯
30,000 人以上　100,000 人未満	20 世帯
100,000 人以上　300,000 人未満	25 世帯
300,000 人以上	30 世帯

注１　被災世帯の算定については、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第１条第２項の規定を準用する。

２　被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

３　一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとみなす。

(2) 同一災害により、死者及び行方不明者が５人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が２０人以上に達したこと。

(3) 前各号に定める場合のほか当該市町村の区域内において５世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。ただし、この場合においては、死者又は行方不明者に対する弔慰金に限るものとする。

（支給の制限）

第３条　見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

（適用除外）

第４条　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）第３条に規定する災害弔慰金又は同法第８条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給をしたものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は支給しないものとする。

（見舞金等の額）

第５条　見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

(1) 全壊、全焼又は流失した世帯

１世帯当たり　100,000 円（ただし、１人世帯には 50,000 円）

(2) 半壊又は半焼した世帯
　　１世帯当たり　　50,000 円（ただし、１人世帯には 25,000 円）
(3) 床上浸水した世帯
　　１世帯当たり　　30,000 円（ただし、１人世帯には 15,000 円）
(4) 死者又は行方不明者
　　１人につき　　200,000 円（ただし、県民（県内の市町村に住民登録している者をいう。次号において同じ。）以外の場合には 30,000 円）
(5) 重傷者
　ア　県民の場合、１人につき 100,000 円以内（その支給基準は別表による。）
　イ　県民以外の場合、１人につき 15,000 円

（支給の方法）
第６条　前条第１号から第３号まで及び第５号の規定による見舞金は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第４号の規定による弔慰金は遺族に対し、直接又は市町村長を経由して支給するものとする。

（遺族等の範囲）
第７条　前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。）
(2) 子、父母、孫又は祖父母
(3) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族
２　前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。
３　第１項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第２号に掲げる者にあっては、同号に掲げる順によるものとし、同項第３号に掲げる者が、複数の場合にあっては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

（申請の手続）
第８条　市町村長は、第２条の災害が発生した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに様式第１号による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。ただし、特別の理由がある場合においては知事が承認したときは、この限りでない。
(1) 災害救助法第２条の災害　災害救助法適用の日から３か月以内
(2) 第２条第１号の災害　災害発生の日から３か月以内
(3) その他の災害　災害発生の日から１か月以内
２　第６条の規定により支給の依頼を受けた市町村長が、その支給を完了したときは、支給完了の日から５日以内に、様式第２号による精算書を知事に提出するものとする。

附　　則
１　この要綱は、昭和４９年９月１１日から施行する。
２　福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和４７年８月１０日決裁）は、廃止する。

附　　則
この要綱は、昭和５７年４月１日から適用する。

附　　則
この要綱は、平成２４年７月３日から適用する。

附　　則
この要綱は、令和元年９月６日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等交付要綱は、令和

元年７月２１日以降に発生した災害について適用する。

附　　則

この要綱は、令和２年１２月１７日から適用する。

別表（第５条関係）

要治療見込日数	１か月以上３か月未満	40,000円
同　　上	３か月以上６か月未満	60,000円
同　　上	６か月以上	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000円

５６　災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

昭和３８年1月１２日
最終改正　平成１９年2月２８日
福岡県条例第５号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第８４条第２項の規定により、同法第７１条の規定に基づく従事命令により応急措置の業務に従事した者(以下「従事者」という。)がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の存することとなつたときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害の補償等について定めるものとする。

（損害補償の種類）

第２条　前条の損害補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の六種とする。

（補償基礎額）

第３条　前条に規定する損害補償(療養補償を除く。)は、補償基礎額を基準として行なう。

２　前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

一　従事者のうち、労働基準法(昭和２２年法律第４９号)に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第１２条の規定により算定した平均賃金の額

二　従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額がその地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

（療養補償）

第４条　従事者が負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、療養補償として必要な療養に要する費用を支給する。

２　前項の療養は、次に掲げるものであつて療養上相当と認められるものとする。

一　診療

二　薬剤又は治療材料の支給

三　処置、手術その他の治療

四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六　移送

（休業補償）

第５条　従事者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償としてその業務に服することができない期間一日につき、補償基礎の百分の六十に相当する金額を支給する。

２　前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業補償を行なわない。ただし、その業務上の収入の額が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

（障害補償）

第６条　従事者の負傷又は疾病がなおつた場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、障害補償としてその障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

２　別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

３　次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。

一　第１３級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より一級上位の等級

二　第８級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上位の等級

三　第５級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級

４　前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。

５　すでに身体障害のある従事者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもつて、障害補償の額とする。

（遺族補償）

第７条　従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

（遺族の範囲等）

第８条　前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一　配偶者(婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二　子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三　前二号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

２　前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　従事者が遺言又は知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

４　遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行なう。

（葬祭補償）

第９条　従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の６０倍に相当する金額を支給する。

（打切補償）

第１０条　第四条の規定によつて療養補償を受ける者が、療養補償の開始後３年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切補償として補償基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

２　前項の規定により打切補償を行なつたときは、その後は損害補償は行なわない。

（補償の制限）

第１１条　損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行なわない。

２　損害補償の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第３者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行なわない。

（協力命令により従事した者に対する準用）

第１２条　前各条の規定は、災害対策基本法第七十一条の規定による協力命令により応急措置の業務に従事した者に対して準用する。

（規則への委任）

第１３条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

等　級	倍　数	身　　体　　障　　害
1　級	1,340	1　両眼が失明したもの 2　咀嚼及び言語の機能が失われたもの 3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5　両上肢をそれぞれひじ関節以上で失つたもの 6　両上肢が用をなさなくなったもの 7　両下肢をそれぞれひざ関節以上で失つたもの 8　両下肢が用をなさなくなったもの
2　級	1,190	1　一眼が失明し、他眼の視力が０．０２以下に減じたもの 2　両眼の視力がそれぞれ０．０２以下に減じたもの 3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5　両上肢をそれぞれ手関節以上で失つたもの 6　両下肢をそれぞれ足関節以上で失つたもの
3　級	1,050	1　一眼が失明し、他眼の視力が０．０６以下に減じたもの 2　咀嚼又は言語の機能が失われたもの 3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5　両手のすべての指を失つたもの
4　級	920	1　両眼の視力がそれぞれ０．０６以下に減じたもの 2　咀嚼そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3　両耳の聴力が全く失われたもの 4　一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5　一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6　両手のすべての指が用をなさなくなったもの 7　両足をリスフラン関節以上で失つたもの
5　級	790	1　一眼が失明し、他眼の視力が０．１以下に減じたもの 2　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4　一上肢を手関節以上で失ったもの 5　一下肢を足関節以上で失ったもの 6　一上肢が用をなさなくなったもの 7　一下肢が用をなさなくなったもの 8　両足のすべての指を失ったもの
6　級	670	1　両眼の視力がそれぞれ０．１以下に減じたもの 2　咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 4　一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 5　脊せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6　一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 7　一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 8　片手のすべての指を失つたもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失ったもの

等　級	倍　数	身　　体　　障　　害
7　　級	560	１　一眼が失明し、他眼の視力が０．６以下に減じたもの ２　両耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの ３　一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの ４　神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ５　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ６　おや指をあわせ片手の三本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の四本の指を失ったもの ７　片手のすべての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなったもの ８　片足をリスフラン関節以上で失ったもの ９　一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの １０　一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの １１　両足のすべての指が用をなさなくなったもの １２　女子の外貌ぼうが著しく醜くなったもの １３　両側の睾こう丸を失ったもの
8　　級	450	１　一眼が失明し、又は一眼の視力が０．０２以下に減じたもの ２　脊せき柱に運動障害を残すもの ３　おや指をあわせ片手の二本の指を失つたもの又はおや指以外の片手の三本の指を失つたもの ４　おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の四本の指が用をなさなくなったもの ５　一下肢を五センチメートル以上短縮したもの ６　一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの ７　一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの ８　一上肢に偽関節を残すもの ９　一下肢に偽関節を残すもの １０　片足のすべての指を失ったもの
9　　級	350	１　両眼の視力がそれぞれ０．６以下に減じたもの ２　一眼の視力が０．０６以下に減じたもの ３　両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの ４　両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの ５　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ６　咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの ７　両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの ８　一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの ９　一方の耳の聴力が全く失われたもの １０　神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの １１　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの １２　片手のおや指を失つたもの又はおや指以外の片手の二本の指を失ったもの １３　おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなったもの １４　第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失ったもの １５　片足のすべての指が用をなさなくなったもの １６　生殖器に著しい障害を残すもの

等　級	倍　数	身　　体　　障　　害
10　　級	270	１　一眼の視力が０．１以下に減じたもの ２　正面を見た場合に複視の症状を残すもの ３　咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの ４　十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの ５　両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの ６　一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの ７　片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなったもの ８　一下肢を三センチメートル以上短縮したもの ９　片足の第一足指又は他の四本の指を失ったもの １０　一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの １１　一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの
11　　級	200	１　両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ２　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ３　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ４　十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの ５　両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの ６　一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの ７　脊せき柱に変形を残すもの ８　片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの ９　第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなったもの １０　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
12　　級	140	１　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ２　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ３　七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの ４　一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの ５　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの ６　一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの ７　一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの ８　長管状骨に変形を残すもの ９　片手のこ指を失ったもの １０　片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの １１　片足の第二足指を失つたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失ったもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失ったもの １２　片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなったもの １３　局部に頑固な神経症状を残すもの １４　男子の外貌ぼうが著しく醜くなったもの １５　女子の外貌ぼうが醜くなったもの

等　級	倍　数	身　　体　　障　　害
13　　級	90	１　一眼の視力が０．６以下に減じたもの ２　正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ３　一眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの ４　両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの ５　五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの ６　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの ７　片手のこ指が用をなさなくなったもの ８　片手のおや指の指骨の一部を失つたもの ９　一下肢を一センチメートル以上短縮したもの １０　片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失つたもの １１　片足の第二足指が用をなさなくなったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなったもの
14　　級	50	１　一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの ２　三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの ３　一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの ４　上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの ５　下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの ６　片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの ７　片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ８　片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなったもの ９　局部に神経症状を残すもの １０　男子の外貌ぼうが醜くなったもの

備考

１　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によって測定する。

２　手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

３　手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

４　足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

５　足の指が用をなさなくなったものとは、第一足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第一足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

６　各等級の身体障害に該当しない身体の障害であって、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

５７　災害派遣手当の支給に関する条例

平成７年１２月２１日
福岡県条例第４１号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害応急対策又は災害復旧等のため福岡県に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に対する災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第３２条第１項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１５４条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第４４条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当並びに大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）第５６条第１項に規定する災害派遣手当（以下「災害派遣手当」と総称する。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（手当額等）

第２条　災害派遣手当は、派遣職員がその住所又は居所を離れて福岡県の区域内に滞在することを要するときに限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

２　前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が福岡県の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

（支給方法）

第３条　この条例に定めるもののほか、災害派遣手当の支給について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成１７年条例第７号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成２５年条例第３１号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成２５年条例第４５号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成３０年条例第１４号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年６月１５日から施行する。

別表（第２条関係）

利用施設の区分 / 滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（１日につき）	その他の施設（１日につき）
３０日以内の期間	３，９７０円	６，６２０円
３０日を超え６０日以内の期間	３，９７０円	５，８７０円
６０日を超える期間	３，９７０円	５，１４０円

備考　「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和２３年法律第１３８号)第２条の旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

５８　災害報告事項及び担当課一覧【報告者：市町村長】

区分	県　主　管　課	経由機関	報告大別	報　告　事　項
総合被害報告	防　災　企　画　課 （保健医療介護総務課、医療指導課）	農林事務所	災害全般	総合被害報告
事業別被害報告	〃	消防本部（局）	消防	火災報告
	保健医療介護総務課 (保護･援護課､介護保険課) (児童家庭課、子育て支援課、障害者福祉課)	保健福祉環境事務所	社会福祉施設	社会福祉施設被害状況報告
	医　療　指　導　課	保健福祉環境事務所	医療施設	医療機関被害報告
	健　康　増　進　課	保健福祉環境事務所	防疫	被害状況報告
	〃	保健福祉環境事務所	防疫	防疫活動報告
	水　道　整　備　室	保健福祉環境事務所	水道	水道施設被害報告
	廃　棄　物　対　策　課	直接	廃棄物	廃棄物処理施設被害報告 廃棄物処理事業被害報告
	農　山　漁　村　振　興　課	農林事務所	農林	鳥獣害対策施設被害報告
	園　芸　振　興　課	農林事務所	農林	農作物被害報告 栽培用施設被害報告
	農　村　森　林　整　備　課	農林事務所	農林 公共土木	農地・農業用施設被害報告 海岸、地すべり防止施設（農林水産省農村振興局所管分）被害報告 林道施設（林野庁所管分）被害報告 林地・治山施設被害報告
	団　体　指　導　課	農林事務所	農林	農協等 共同利用施設被害報告
	畜　　産　　課	農林事務所	農林	畜産関係被害報告
	林　業　振　興　課	農林事務所	農林	林業関係被害報告
	公　園　街　路　課	県土整備事務所	都市施設	都市施設被害報告
	下　水　道　課	県土整備事務所	都市施設	都市施設被害報告
	港　　湾　　課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告
	水　産　振　興　課	直接	公共土木	農水省所管 漁港施設被害報告
	河　　川　　課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告
	住　宅　計　画　課	直接	住宅	住宅災害報告
	教　育　庁　施　設　課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告

根拠法令等	報告時期	報告内容	主管省庁
災害対策基本法	即報 中間即報 確定	災害の状況 災害の程度 応急措置の概要	総務省 消防庁
消防法	即報 詳報	火災の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
厚生省通知	速報	被害状況・被害額・復旧の対応状況	厚生労働省社会･援護局
	請求時	被害状況	厚生労働省健康政策局
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療にする法律	速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省保健医療局
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	日報報告 完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	厚生労働省保健医療局
水道法	速報	被害状況・災害復旧事業費	厚生労働省医療・生活衛生局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	速報	被害状況・災害復旧事業費	環境省
農林水産省通知	速報･概況 確定	漁船・漁具・養殖施設 共同・非共同施設	水産庁
農林水産省通知	速報･概況 確定	農作物等被害全般	農林水産省経営局
農林水施設暫定法	速報 確定	農地農業用施設 海岸、地すべり防止施設（農林水産省農村振興局所管分） 林道施設	農林水産省農村振興局 林野庁
農林水施設暫定法及び公共土木国庫負担法	速報 確定	農協等共同利用施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報・概況 確定	家畜・畜産物・飼料作物・牧草地・ 施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報･概況 確定	林業施設・林産物	林野庁
農水省通達及び公共土木国庫負担法	速報･概況 確定	治山施設・林地	林野庁
農林水産省通知及び農林水施設	速報･概況 確定	造林地・苗畑・林業用施設	林野庁
建設省通達	速報 確定	街路・公園緑地	国土交通省水管理・国土保全局
建設省通達	速報 確定	下水道	国土交通省水管理・国土保全局
公共土木国庫負担法	速報 確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
公共土木国庫負担法	速報 確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	水産庁
公共土木国庫負担法	速報 確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防施設・地すべり防止施設（国土交通省河川局所管分）・急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省水管理・国土保全局
建設省通達	即報･発生後７日以内・確定	住宅	国土交通省住宅局
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	速報 確定	幼・小・中・義務・高・中等・特支・大学施設及びこれらの学校の共同利用施設	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

５９　福岡県災害調査報告実施要綱

制定　昭和３９年　５月２１日
改正　平成　６年　４月　１日
　　平成１０年　４月　１日

（趣　　旨）
第１　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５３条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。
（定　　義）
第２　この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。
（総括事務）
第３　この災害状況の調査についての総括事務は、次に揚げる区分により行うものとする。
１　災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
２　災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。
（報告責任者）
第４　災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。（報告すべき災害）
第５　市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。
１　災害救助法の適用基準に合致するもの。
２　県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
３　災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は２市町村以上にまたがるもので、１の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
４　災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
５　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。
（報告及び提出部数）
第６　市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表１によるものとする。
１　即　　報
　災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第１号）を防災行政無線又は電話(ファクシミリを含む。) をもって報告するものとする。
　以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第１号を提出するものとする。
　前記報告のほか、判明した被害状況については様式第２号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。
　なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区　　分	報　　告　　時　　間	
市 町 村 長	１０時００分	１５時００分
出先機関の長	１０時３０分	１５時３０分
各　部　長	１１時００分	１６時００分

２　詳　　報
　災害発生後市町村長にあっては５日以内に、関係出先機関の長にあっては７日以内に、それぞれの関係機関に様式第２号又は様式第３号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出する

ものとする。

3　確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から１５日以内に様式第２号又は様式第３号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4　提出部数

（1）出先機関の長は、各様式とも２部作成し関係部長に提出するものとする。

（2）各部長は、１部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあっては、出先機関の長に準じ２部提出するものとする。

（報告の順序）

第７　市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1　市町村長の報告

（1）災害概況及び被害状況即報

（様式第１号・様式第２号の１）

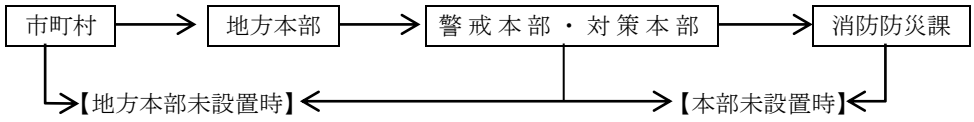

（2）被害状況確定報告

（様式第２号の１）

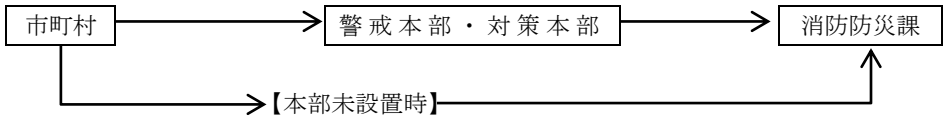

（3）社会福祉施設関係被害即報

（様式第２号の２）

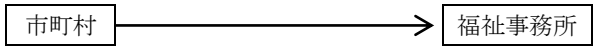

（4）保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の３、様式第３号の１）

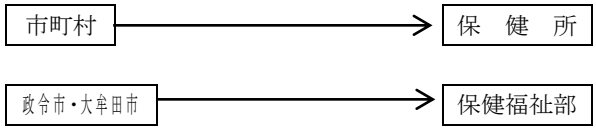

（5）商工業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の４、様式第３号の２）

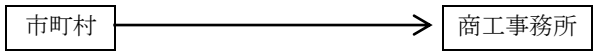

（6）農業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15）

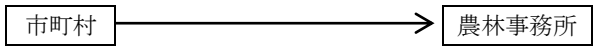

（7）林業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の６、７、８、９、１０）

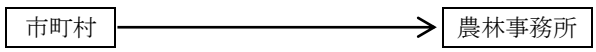

（8）水産関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の１１、１２）

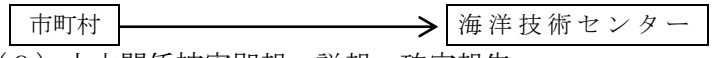

（9）土木関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の１３、様式第３号の１６）

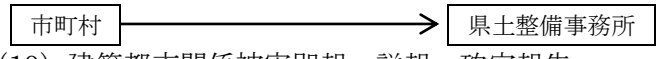

(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の１４、１５、様式第３号の１７）

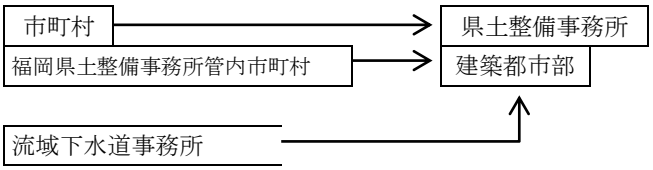

(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の１６）

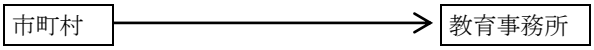

２　出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。

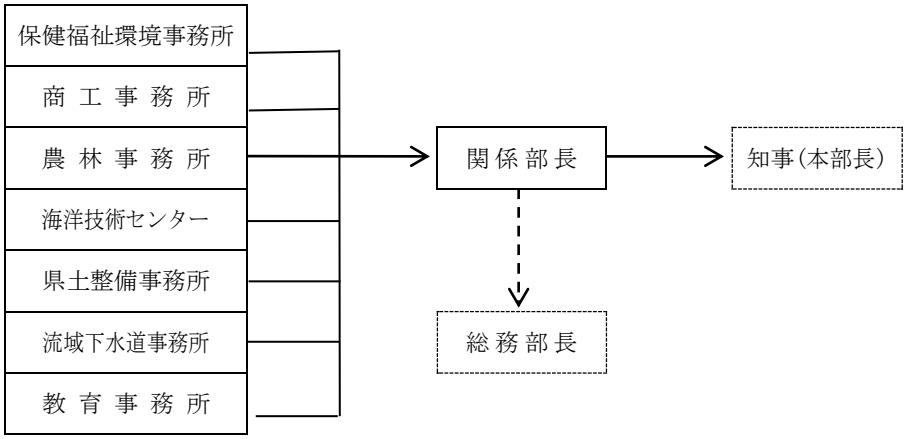

３　各部長の報告

（１）各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。

（２）被害額については、様式第４号により報告するものとする。

（３）災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第２号の１及び様式第４号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

別表 1

被害区分			備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し､死体を確認したもの、または死体は確認できないが､死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該被害により負傷し､医師の治療を受け､または受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の７０％以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の５０％以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の２０％以上５０％未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたのものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第３条の２の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	

その他	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住屋の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

様式第１号

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	
報告者名	

〔災 害 概 況 即 報〕

災害名　　（第　報）

（市町村→地方本部→県本部）

災害の概要	発生場所				発生日時	月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明　人	住　家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況					避　難　状　況		
					勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

様式第2号の1

被害状況報告 ┌即報┐ └確定┘

市町村名	報告者名

地方本部名	報告者名	報告日時	
		月　日　時　分現在	(市町村→地方本部→県本部)

区分			被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者 重傷	人							
	負傷者 軽傷	人							
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田畑 流出・埋没	*ha*							
	田畑 冠水	*ha*							
	田畑 流出・埋没	*ha*							
	田畑 冠水	*ha*							
	文教施設	箇所							
	医療機関	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖崩れ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	航空機被害	機							
	水道	戸							
	電気	回線							
	ガス	戸							
	ブロック塀	箇所							
り災世帯数		世帯							
罹災者数		人							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
公共文教施設		千円							
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他の公共施設		千円							
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	その他	千円							
被害総額		千円							
災害対策本部	設置		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分
	解散		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分
災害救助法適用			月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

様式第2号の2

○○○○災害による福祉施設被害即報

○○市　町　村
○○保健福祉環境事務所

施設の種別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

様式第2号の3

○○○○災害による救護を要する傷病者即報

（保健福祉環境事務所長へ）　　○　○　市　町　村

（保健福祉部長へ）　　○　○　保健福祉環境事務所

即報月日			月　日			即報時間		時	即報回数	第　回	
被害地等	災害発生日時	傷病者数	内訳						傷病収容状況		救護の状況	備考
			外傷者			罹病者						
			死者	重傷	軽傷	重傷	軽傷	伝染病	収容ヶ所数	収容人員		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		人	人	人	人	人	人	人	ヶ所	人		

様式第2号の4

○○○○災害による商工被害状況即報

（商工事務所長へ）　　○○市　町　村
（商工部長へ）　　○○商工事務所

即報日時	月　日 時現在	即報回数　　回

業種＼被害区分＼項目		被災事業所数	被災従業員数	被災総額	土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	備考
商業	A			（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
	B								
	C								
	D								
	計（うち　）（うち　）（うち　）								
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計（うち　）（うち　）（うち　）								
	A								
	B								
	C								
	D								
	計（うち　）（うち　）（うち　）								
合計	（うち　）（うち　）（うち　）								

（注）１．商工業の被害のうち、中小企業の被害については、（　）で記入のこと。
２．Ａ～Ｄの被害区分は、次の区分によること。
Ａ…事業用建物等の延面積の60％以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
Ｂ…事業用建物等の延面積の30％以上60％未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
又は、事業用建物等の延面積の50％以上につき、浸水１ｍ以上のもの。
Ｃ…①事業用建物等の延面積の10％以上30％未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
②事業用建物等の延面積の50％以上につき、浸水30　以上１ｍ未満のもの。
③事業用建物等の延面積の10％以上50％未満につき、浸水１ｍ以上のもの。
Ｄ…Ａ～Ｃに該当しない被害。
３．商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
工業は、　〃　の製造業
その他は、　〃　の鉱業、建設業、運輸、通信業、サービス業

様式第2号の5

○○○○災害による農業関係被害即報

（農林事務所長へ）　　○○市 町 村 長
（農 政 部 長 へ）　　○○農林事務所長

作物等名		被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農作物	水稲	ha	万円		
	麦				
	野菜				
	果樹				
	花き				
	飼料作物				
	その他				
	作物小計				
家畜		頭、羽			
畜産施設		件			
温室等栽培施設		件			
農協等共同利用施設		件			
農地・農業用施設		個所			
その他					
合計					

様式第2号の6

○○○○災害による山林【林地】被害状況［即報／詳報／確定］　報告

（農林事務所長へ）
（水産林務部長へ）

○○市　町　村
○○農林事務所

区分 / 市町村	崩壊地						地すべり地						備考
	山腹			渓流			山腹			渓流			
	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	
		ha	千円		ha	千円		ha	千円		ha	千円	
計													

（注）　被害欄には、山腹は崩壊面積、渓流は被害延長を記入する。地すべり地の渓流被害については、面積を併記すること。
なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

様式第2号の7

○○○○災害による山林【治山施設】被害状況 ［即報／詳報／確定］ 報告

（農林事務所長へ）
（水産林務部長へ）

○○市　町　村
○○農林事務所

施設名	災害箇所（郡、市、町、村、大字、字）	工種	被害		備考
			数量	金額	
計					

様式第２号の８

○○○○災害による山林【林道】被害状況 ［即　報／詳　報／確　定］ 報告

（農林事務所長へ）
（水産林務部長へ）

○○市　町　村
○○農林事務所

区分／市町村	路線名	道路			橋梁				計		備考
		箇所番号	延長	金額	箇所番号	延長	金額	箇所数	延長	金額	
			m	千円		m	千円		m	千円	

（注）　応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。

様式第２号の９

○○○○災害による山林【森林】被害状況　［即　報／詳　報／確　定］　報告

（農林事務所長へ）
（水産林務部長へ）

○○市　町　村
○○農林事務所

市町村名 ①	整理番号	所在地 ②	樹種 ③	齢級 ④	人天別 ⑤	所有区分 ⑥	被害規模				被害額 ⑪千円	改植の要否 ⑫	要復旧額	復旧方法	備考（保安林種）
							面積 ⑦ha	被害率 ⑧%	実面積 ⑨ha	材積 ⑩㎥					

様式第2号の10

○○○○災害による山林【作業路・林産物・苗畑・林業施設】被害状況

即　報
詳　報　報告
確　定

（農林事務所長へ）
（水産林務部長へ）

○○市　町　村
○○農林事務所

市町村名 ①	整理番号 ②	区分 ③	事業名 ④	実施年度 ⑤	施設名 ⑥	所在地 ⑦	事業規模 ⑧	事業費 ⑨	事業主体 ⑩	被害規模			要復旧額 ⑭千円	復旧方法 ⑮	備考 ⑯
										○年生 ⑪	被害規模 ⑫	被害額 ⑬千円			

様式第2号の11

○○○○災害による水産被害状況 □詳　報 □詳　報 報告 □確　定

□　水産海洋技術センター○○○研究所長へ
□　水産林務部長へ(水産振興課経由)

平成　年　月　日
時　分
□ ○○○市町村合計
□ ○○○漁協

1　水産業関係施設等被害　　(被害金の単位：千円)

	被害程度＝	滅　失	大　破	中　破	小　破	計	備　考
共同利用私設	事業主体名					—	
	施設名					—	
	数量						
	単位					—	
	被害額						
	被害程度					—	
非共同利用私設	施設名					—	
	経営隣体数						
	数量						
	単位					—	
	被害額						
地方公共団体施設名	事業主体名					—	
	施設名					—	
	数量						
	単位					—	
	被害額						
	被害程度					—	
漁船	登録番号					—	
	トン数					—	
	動力の有無					—	
	経営体数						
	被害額						
	保険の加入					—	
漁具	種類					—	
	経営体数						
	数量						
	被害額						
養殖施設	養殖物の種類					—	
	養殖方法					—	
	経営体数						
	数量						
	単位					—	
	被害額						
	保険の加入					—	
漁場	場所					—	
	漁業権の免許番号					—	
	事業主体名					—	
	堆積泥土の種類					—	
	被害規模 面積						
	被害規模 数量						
	被害規模 単位					—	
	被害額						
	備考 平均堆積高等						
	備考 被害額の算出基礎					—	

2　水産物等被害

	養殖物の種類					計	備考
養殖施設	養殖方法					—	
	経営体数						
	数量						
	単位					—	
	単価					—	
	被害額						
その他の水産物	種類					—	
	経営体数						
	数量						
	単位					—	
	単価					—	
	被害額						
協同組合在庫品		生産資材		その他		—	
	種類					—	
	件数						
	数量						
	単位					—	
	単価					—	
	被害額						

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。
2 提出先：筑前海区＝水産海洋技術センター、内水面漁業＝水産振興課、
有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所
3「被害程度」の目安：滅失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、
中破=30～70%、小破＝30%未満

FAX: 海技センター:092-806-5223
水産振興課:092-643-3558
有明海研:0944-72-6170
豊前海研:0979-82-5599

様式第２号の１２

○○○○災害による漁港被害状況 [即　報 / 詳　報 / 確　定] 報告

平成　年　月　日

水産林務部長へ

○○市　町　村

漁　港　名	被害箇所	数　量	被害額	被　害　状　況
計				

（注）　市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）報告する。

（被害金額単位：千円）

様式第2号の13

○○○○災害による土木被害状況即報

（県土整備事務所長へ）　　○○市　町　村
（県土整備事務所長へ）　　○○県土整備事務所

被　害　報　告　表

報告者　　受理者
第　　号　　調査率　　％
平成　　年　　月　　日　　時現在

災害発生年月日	月　日～　月　日			災害名					
災害救助法発令等	市町村名		発令月日	月　日	市町村名		発令月日	月　日	
市町村名									
連続雨量	mm	日 時～ 日 時		mm	日 時～ 日 時		mm	日 時～ 日 時	
日雨量	mm	日 時～ 日 時		mm	日 時～ 日 時		mm	日 時～ 日 時	
時間雨量	mm	日 時～ 日 時		mm	日 時～ 日 時		mm	日 時～ 日 時	
時間最大風速	m/秒	日 時 分		m/秒	日 時 分		m/秒	日 時 分	
平均風速		日 時 分～ 時 分			日 時 分～ 時 分			日 時 分～ 時 分	

工種	県工事 箇所	県工事 金額	市町村工事 箇所	市町村工事 金額	計 箇所	計 金額
河川		千円		千円		千円
海岸						
砂防設備						
地すべり防止施設						
給傾斜地崩壊防止施設						
道路						
橋梁						
港湾						
下水道						
計						

主な公共施設の被害

	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被災位置	被災延長	被害額	被害内容（破堤、溢水等）
河川・海岸		級	水系		郡 町 市 村 大字	m	千円	
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m		
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m		
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m		

	事業主体	区分	路線名	被災位置	被災延長	被害額	
道路				郡 町 市 村 大字	m	千円	
				郡 町 市 村 大字	m		
				郡 町 市 村 大字	m		

	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別及び被災状況	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事見込額	バス路線有無	交通量	迂回路の有無	交通止年月日	解除年月日
道路交通止		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			

一般被害（人的被害）

区分		場所	原因	区分		主な場所	原因（破堤、溢水、内水）
死者	名			全焼	戸		
行方不明	名			半焼	戸		
	名			流出	戸		
	名			床上浸水	戸		
	名			床下浸水	戸		

様式第２の１４

○○○○災害による建築物被害状況即報

（県土整備事務所経由）

……知　事　殿 平成　　年　　月　　日 市区町村長名 ……㊞ 建築基準法第１５条第２項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。	受付年月日番号 ※

１.被災地区市町村名									
２．災害種別	火災･風水災･震災･その他		３.火災件数						
7.用途別 / 6.構造 / 5.建築物の数（戸数）床面積の合計 / 4.被害区分	全焼･全壊･全流出		半焼･半壊･半流失		計		８.建築物の損害見積額（千円）		
	建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕	建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕	建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕			
住居	木造 …戸		…戸		…戸				
	その他 …戸		…戸		…戸				
	計 …戸		…戸		…戸				
鉱工業	木造								
	その他								
商業サービス業	木造								
	その他								
公務文教	木造								
	その他								
その他	木造								
	その他								
合計	木造								
	その他								
	計								

（注）イ　※欄は記入しないこと。
ロ　２、４欄は該当文字を○印で囲むこと。
ハ　この書は災害種別ごとに作成のこと。
ニ　市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

○○○○災害による都市施設等被害状況即報

○ ○ ○ 市 町 村
○○○県土整備事
流域下水道事務所

平成　　年　　月　　日現在

種　　別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
街　路		千円		千円		千円
都市公園						
下　水　道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被　害　額	復旧の対応状況
街路				千円	
都市公園					
下水道					
公営住宅					

様式第2号の16

○○○○災害による教育施設関係被害状況即報

平成　　年　　月　　日現在

（単位：千円）

被災年月日		災害名		市町村名	

設置者名	学校名	施設区分								合計 C＋D＋E＋F	被害の概要等
		建物					工作物 D	土地 E	設備 F		
		全・半壊 A		補修 B	建物計 C						
		面積（㎡）	金額		面積（㎡）	金額					

様式第3号の1

○○○○災害による衛生被害状況□詳報□確定報□報告

防疫日報　　（保健福祉部長へ）

○○保険福祉環境事務所

○○政　　令　　市

約束番号		1 赤痢患者発生数				2 前年同期赤痢患者発生数				3 防疫活動をしている市町村数（応援除く）	4 防疫活動をしている保健所数（応援除く）	5 保健所職員（雇用職員を含む）防疫活動従事者数	6 本庁職員（雇用職員を含む）防疫活動従事者数	7 清潔方法を行った戸数	8 消毒方法を行った戸数	9 そ族昆虫駆除を行った戸数	10 伝染病予防による家用水の供給を受けた人員	11 災害救助法による飲料水の供給恵雄受けた人員	12 検疫調査人員	13 細菌調査実施人員	14 集団避難所数	15 集団避難所の収容人数	16 備考
月日	区分	真性	疑似	保菌者	死者	真性	疑似	保菌者	死者														
月日	当日																						
	累計																						
月日	当日																						
	累計																						

様式第３号の２

○○○○災害による商工被害状況 [詳報／確定] 報告

（商工事務所長へ）　　○○市　町　村

（商工部長へ）　　○○商工事務所

項目 / 業種				被災総額					
					土地	建物			
商業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B								
	C								
	D								
	計（うち　）(うち　)(うち　）								
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計（うち　）(うち　)(うち　）								
	A								
	B								
	C								
	D								
	計（うち　）(うち　)(うち　）								
合　計	（うち　）(うち　)(うち　）								

（注）１．商工業の被害のうち、中小企業の被害については、（　）で記入のこと。
２．Ａ～Ｄの被害区分は、次の区分によること。
Ａ…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
用
建物等の延面積の50%以上につき、浸水１ｍ以上のもの。
Ｃ…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30　以上１ｍ未満のもの。
③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水１ｍ以上のもの。
Ｄ…Ａ～Ｃに該当しない被害。
３．商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
工業は、　〃　の製造業
その他は、　〃　の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第3号の3

○○○○災害による水稲被害状況 [詳報 / 確定] 報告（その1）初期の被害

災害の種類　　調査年月日　年　月　日　時現在　　市町村名 / 農林事務所名

作物名	市町村名	総栽培面積	10アール当り収量	基準収量	冠水									土砂流入		流失埋没					合計		被害金額	備考 主な被害地名等
					2日目		3日目		4日目		5日目		減収量小計			植替可能		植替不可能		減収量小計	減収量	被害減収量		
					被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量		被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量					
		ha	kg	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	t	ha	t	ha	t	ha	t	t	t	%	千円	

注１．作物名は「早期水稲」「普通水稲」と記入のこと。
注２．総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の4

○○○○災害による水稲被害状況［詳報／確定］報告（その2）中後期の被害

災害の種類　　調査年月日　年　月　日　時現在　　市町村名 農林事務所名

作物名	市町村名	総栽培面積	10アール当り収量	基準収量1	浸水被害面積	冠水			倒伏			塩害			葉・籾の被害						合計				備考
						被害面積	減収量2	被害率2÷1	被害面積	減収量2	被害率2÷1	被害面積	減収量2	被害率2÷1	被害面積	減収量2	被害率2÷1	被害面積	減収量2	被害率2÷1	被害面積	減収量3	被害率3÷1	被害金額	主な被害地域名等
		ha	kg	t	ha	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	千円	

注１．作物名は「早期水稲」「普通水稲」と記入のこと。
注２．被害の態様が、「土砂流入」及び「流失埋没」の場合は、空欄に区分して記入すること。
注３．被害の態様が、複合している場合は、被害が大きい方の態様の中に記入すること。
注４．総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の5

○○○○災害による水稲被害状況［詳報／確定］報告（その3）干害

－　－　　－　－　　－　－

調査年月日　　年　　月　　日　　時現在

市町村名
農林事務所名

市町村名	総栽培面積	10a当たり収量	基準収量	5日間未満持続				5日間以上持続				10日間以上持続				15日間以上持続				20日間以上持続			
				乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態	
				被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率
	ha	t	t	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

市町村名	25日間以上持続				30日間以上持続				枯死面積	塩害		合計		被害金額	備考（主な被害地域名等）
	乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態								
	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率		面積	被害率	被害減収量 2	被害減収率 2÷1		
	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	ha	%	t	%	千円	

注１．総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の6

○○○○災害による農作物被害状況［詳報／確定］報告（水稲を除く）

- -　　- -　　- -

災害の種類　　調査年月日　　年　　月　　日　　時現在　　市町村名　　農林事務所名

農作物名	市町村名	総栽培面積	被害面積				被害面積				単価（kg当たり）	被害金額（3×4）	平年10a当たり収量	基準集量（1×6）	既収穫量	収穫残量（7－8）	被害面積率（2÷1）	被害減収率（3÷7）	被害損害状況 主な被害地域名
			30%未満	30～70%	70%以上	計 2	30%未満	30～70%	70%以上	計 3	4	5	6	7	8	9	10	11	
		ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	円	千円	kg	kg	kg	kg	%	%	

注１．被害面積の数値は、原則として小数点以下第１位までとする。（小数点以下第２位は四捨五入する。）
注２．花きにおける減収量等の単位は千本（千鉢）、単価は１本（１鉢）とする。
注３．総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の7

○○○○災害による農業関係施設被害状況 [詳報／確定] 報告

- -　　- -　　- -

災害の種類　　調査年月日　　年　　月　　日　　時現在　　市町村名　　農林事務所名

施設の種類	作物名	市町村名	全焼				大破				中破				小破				ビニール破損				合計				備考（被害地域名）
			件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	
			件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	

満、

「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。

注２．　報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業協同組合及同連合会所有のものについては（　）書きで、また、それ以外の共同利用施設の

ものについては〔　〕書きで内数として記入すること。

様式第3号の8

○○○○災害による樹体被害状況［詳報／確定］報告

- -　　- -　　- -

災害の種類　　調査年月日　　年　　月　　日　時現在　　市町村名　農林事務所名

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額								被害損傷状況 被害地域名
			甚		中		軽				
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									

注．被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、又　はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改植を要すると認められるもの。
中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。

様式第3号の9

○○○○災害による畜産関係被害状況［詳報／確定］報告（その1）

．．　．．　．．

災害の種類（　　）　　調査年月日　　年　　月　　日　　市町村名　農林事務所名

市町村名	家畜等																													
	乳用牛									肉用牛									採卵鶏									馬		
	成牛(生後1年以上)			子牛(生後1年未満)			計			成牛(生後2年以上)			子牛(生後2年未満)			計			成豚(生後100日以上			子豚(生後100日未満)			計					
	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害
		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円

様式第3号の10

○○○○災害による畜産関係被害状況［詳報／確定］報告（その2）

．．　．．　．．

災害の種類（　　）　　調査年月日　　年　　月　　日

市町村名
農林事務所名

市町村名	家畜等																								合計			備考
	乳用牛									プロイラー			めん羊			その他（　）			その他（　）									
	成牛（生後1年以上）			子牛（生後1年未満）			計																					
	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	被害数量	単価	被害	
		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円	
農林事務所計																												

様式第3号の11

○○○○災害による畜産関係被害状況［詳報／確定］報告（その3）

．．　．．　．．

災害の種類（　　）　調査年月日　年　月　日

市町村名
農林事務所名

市町村名	飼料用作物																				
	牧草（イタリアンライグラス）										とうもろこし										
	総栽培面積 ①ha	被害面積 計②	被害面積 うち30%未満	被害減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤（③×④） 千	平年10a当り収量 ⑤kg	基準収穫率 ⑦（①×⑥） トン	被害面積率 ⑧（②÷①）	被害率 ⑨（③÷⑦） %	総栽培面積 ①ha	被害面積 計②	被害面積 〔30%未満〕	被害減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤（③×④） 千	平年11a当り収量 ⑤kg	基準収穫率 ⑦（①×⑥） トン	被害面積率 ⑧（②÷①）	被害率 ⑨（③÷⑦） %
農林事務所計																					

市町村名	飼料用作物																				合計		
	ソルガム										その他												
	総栽培面積 ①ha	被害面積 計②	被害面積 うち30%未満	被害減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤（③×④） 千	平年10a当り収量 ⑤kg	基準収穫率 ⑦（①×⑥） トン	被害面積率 ⑧（②÷①）	被害率 ⑨（③÷⑦） %	総栽培面積 ①ha	被害面積 計②	被害面積 〔30%未満〕	被害減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤（③×④） 千	平年11a当り収量 ⑤kg	基準収穫率 ⑦（①×⑥） トン	被害面積率 ⑧（②÷①）	被害率 ⑨（③÷⑦） %	総栽培面積 ha	被害面積 ha	被害金額 千円
農林事務所計																							

様式第3号の12

○○○○災害による畜産関係被害状況［詳報／確定］報告（その4）

災害の種類（　　）　調査年月日　　年　　月　　日

市町村名
農林事務所名

市町村名	畜舎										鶏舎										牧野		牧道		牧棚		その他		合計	
	全壊		大破		中破		小破		計		全壊		大破		中破		小破		計											
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
農林事務所計																														

（注）「金額」とは全く使用に耐えないか、流失又は埋没したもの、「大破」とは、被害程度が70%以上、「中級」とは、被害程度が30%以上70%未満、「小破」とは、被害程度が30%未満のものをいう。

様式第3号の13

○○○○災害による農地農業用施設被害状況 詳報／確定 報告

- -　　- -　　- -

災害の種類＿＿＿＿＿＿　　調査年月日　　年　　月　　日現在　　市町村名／農林事務所名＿＿＿＿＿＿

市町村名	農地																																			合計	
	田（畦畔）			畑（畦畔）			計			ため池			頭首工			水路			道路			橋梁			揚水機			堤防			農地保全施設			計			
	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額
			千円			千円			千円			千円			千円			千円			千円			千円			千円			千円			千円		千円		千円

様式第3号の14

○○○○災害による農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況 [詳報／確定] 報告

－　－　　－　－　　－　－

災害の種類　　調査年月日　　年　　月　　日現在　　市町村名　　農林事務所名

種類名	被害施設名	非共同利用施設										地方公共団体施設									
		全壊		大破		中破		小破		計		全壊		大破		中破		小破		計	
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
合計																					

注：「種類名」、「被害施設名」及び「全壊」等の区分欄は、第３号の７と同じ。

様式第3号の15

○○○○災害による農業共同組合及び農業共同連合会の在庫品被害状況 [詳報／確定] 報告

－　－　　－　－　　－　－

災害の種類　　調査年月日　　年　　月　　日現在　　農林事務所名

市町村名	生産資材												その他							
	種類				種類				種類				種類				種類			
	数量	単位	単価(円)	被害額(千円)	数量	単位	単価(円)	被害額(千円)	数量	単位	単価(円)	被害額(千円)	数量	単位	単価(円)	被害額(千円)	数量	単位	単価(円)	被害額(千円)

様式第3号の16

○○○○災害による土木被害状況 [詳報／確定] 報告

（県土整備事務所長へ）
（土 木 部 長 へ）

○○市　町　村
○○県土整備事務所長

区分		前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計
		自 月 日 の災害 至 月 日		自 月 日 の災害 至 月 日		自 月 日 の災害 至 月 日		自 月 日 の災害 至 月 日		
県工事	河川									
	海岸									
	砂防									
	道路									
	橋梁									
	港湾									
	計									
市町村工事	河川									
	海岸									
	道路									
	橋梁									
	計									
合計										

（金額の単位　千円）

様式第3号の17

○○○○災害による建築物被害状況 [詳報／確定] 報告

（県土整備事務所経由）

……知事殿 平成　　年　　月　　日 市区町村長名 ……(印) 建築基準法第１５条第２項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。	受付年月日番号 ※

1.被災地区市町村名									
2. 災害種別		火災・風水災・震災・その他		3.火災件数					
7.用途別 / 6.構造 / 5.建築物の数（戸数）床面積の合計 / 4.被害区分		全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流失		計		8.建築物の損害見積額（千円）	
		建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕	建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕	建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕		
居住	木造	……戸		……戸		……戸			
	その他	……戸		……戸		……戸			
	計	……戸		……戸		……戸			
鉱工業	木造								
	その他								
商業サービス業	木造								
	その他								
公務文教	木造								
	その他								
その他	木造								
	その他								
合計	木造								
	その他								
	計								

（注） イ　※欄は記入しないこと。
ロ　２、４欄は該当文字を○印で囲むこと。
ハ　この書は災害種別ごとに作成のこと。
ニ　市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第4号

○○○○災害による被害額報告

○○○部

（第　　報）　　月　　日

区　　分		被害総額（千円）													計
		総務部	企画地域振興部	新社会推進部	保健医療介護部	福祉労働部	環境部	商工部	農林水産部	県土整備部	建築都市部	企業局	教育庁	警察本部	
公共文教施設															
農林水産業施設															
公共土木施設															
その他の公共施設															
小　　計															
その他	農産被害														
	林産被害														
	畜産被害														
	水産被害														
	商工被害														
	林　　地														
	県営林														
	その他														
被害総額															